

第1部

我が国の災害対策の 取組の状況等

第1章

災害対策に関する施策の取組状況

第2章

原子力災害に係る施策の取組状況

第3章

令和6年度に発生した主な災害

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、令和6年度においても多くの災害により被害が発生した。第1部では、最近の災害対策の施策、特に令和6年度に重点的に実施した施策の取組状況を中心に記載する。

第1章 災害対策に関する施策の取組状況

第1節 自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による防災活動の推進

1-1 国民の防災意識の向上

我が国ではその地形や気象などの自然的条件により、従来から多くの自然災害を経験してきた。このため、平常時においては堤防の建設や耐震化など災害被害の発生を防止・軽減すること等を目的としたハード対策と、ハザードマップの作成や防災教育など災害発生時の適切な行動の実現等を目的としたソフト対策の両面から対策を講じて、万が一の災害発生に備えている。また、災害発生時には、災害発生直後の被災者の救助・救命、国・地方公共団体等職員の現地派遣による被災地への人的支援、被災地からの要請を待たずに避難所や避難者へ必要不可欠と見込まれる物資を緊急輸送するプッシュ型の物資支援、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害指定や被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）等による資金的支援など、「公助」による取組を絶え間なく続けているところである。

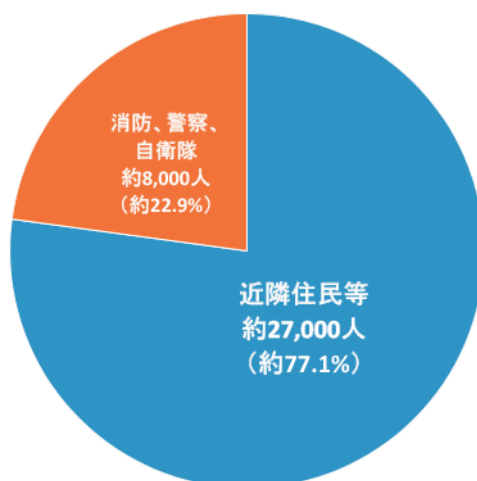
しかし、今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震、首都直下地震や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、さらに、近年激甚化・頻発化する気象災害等によって広域的な大規模災害が発生した場合において、公助の限界が懸念されている。

令和7年1月で発災から30年を迎えた阪神・淡路大震災では、生き埋めになった人の約8割が家族も含む自助や近隣住民等の共助により救出されており、公助である救助隊等による救出は約2割程度に過ぎなかったという調査結果がある（図表1-1-1）。

市町村合併による市町村エリアの広域化や地方公共団体の公務員数の減少など、地方行政を取り巻く環境が厳しさを増す中、高齢社会の下で配慮を要する者は増加傾向にある。このため、国民一人一人が災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、防災・減災意識を高めて具体的な行動を起こすことにより、「自らの命は自らが守る」「地域住民で助け合う」という防災意識が醸成された地域社会を構築することが重要である。

安全・安心な国土利用・管理の観点からは、災害ハザードエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導、事前防災・事前復興の観点からの地域づくり等の取組を一層推進する必要がある。また、災害被害の軽減のためには、各人が災害時に適切な避難行動を取ることで、そのための事前準備を平素から行うことに加えて、ハザードマップや災害伝承等を通じて国民一人一人がその地域の災害リスクを的確に認識し、危険な場所に住まないなど、正しい知識・情報によって居住環境を含め災害リスクの低いライフスタイルを選択できるよう、社会全体で取り組んでいく必要がある。

図表 1 - 1 - 1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数

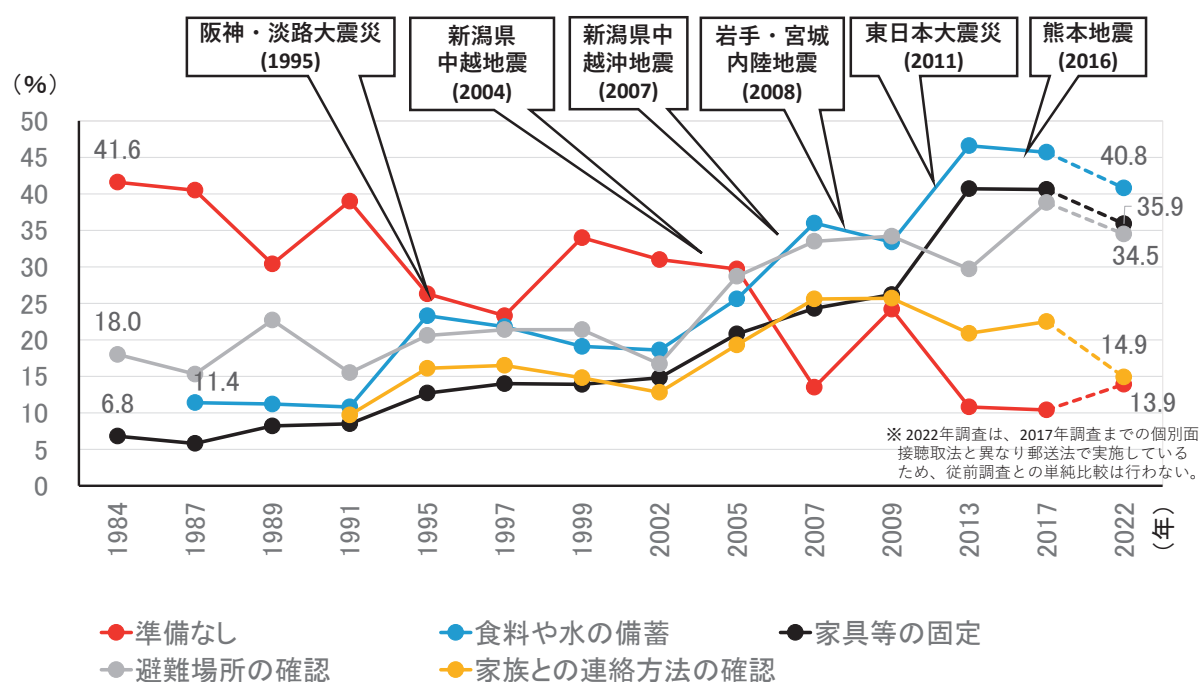


出典：河田恵昭（1997）「大規模地震災害による人的被害の予測」自然災害科学第16巻第1号より内閣府作成（平成28年版防災白書 特集「未来の防災」掲載）

防災・減災のための具体的な行動とは、まずは自助として、地域の災害リスクを理解し、家具の固定や食料の備蓄等による事前の「備え」を行うことや、避難訓練に参加して適切な避難行動を行えるように準備すること、台風の接近時などに、住民一人一人に合わせて、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画（マイ・タイムライン）を作成することなどが考えられる。また、発災時における近所の人との助け合い等の共助による災害被害軽減のための取組が必要である。

内閣府が令和4年9月に実施した「防災に関する世論調査」の結果によると、自助の重要性の認識や具体的な対策を講ずる動きは、阪神・淡路大震災、東日本大震災といった大災害を経て、着実に国民の間に浸透している（図表1-1-2）。しかし、熊本地震が発生し、大きな被害をもたらしたにもかかわらず、その後に実施した平成29年の調査では、例えば「家具等の固定」が40.6%となるなど、自助の取組の実施率は頭打ち傾向にある。また、直近の令和4年の調査は、平成29年までの個別面接聴取法と異なり郵送法で実施しているため、従前の調査結果との単純比較はできないものの、総じて取組の実施率は高まっていないおそれがある。その背景として、多くの国民にとっては、災害の被害状況等を報道で見聞きするだけであり、自らが被災者となる実感が得られないことから、災害の発生を契機とした国民の防災意識の高まりが得られにくくなっているとも考えられる。

図表 1 - 1 - 2 大地震に備えた自助の取組に係る選択率の推移（防災に関する世論調査）



出典：内閣府「防災に関する世論調査」

令和4年の調査では「自然災害への対処などを家族や身近な人と話し合ったことがない」と回答した者（全体の36.9%）に対して、その理由を新たに聞いたところ（複数回答方式）、「話し合うきっかけがなかったから」の回答選択率が圧倒的に高かった（58.1%）。このことから、着手の一步を踏み出していない国民に働き掛ける取組を強化していくことが求められる。

共助についても、令和6年能登半島地震における石川県珠洲市三崎町寺家下出地区のように、防災士や地区の役員等により自主防災組織が設立され、平時から地域の防災リーダーが主体となり、避難計画の作成や継続した避難訓練の実施等の共助の取組が行われていたため、発災時に効果的な避難を行うことができた事例がみられ、共助の重要性が改めて認識されたところである。

行政が公助の充実に不断の努力を続けていくことは今後も変わらないが、地球温暖化に伴う気象災害の激甚化・頻発化、高齢社会における支援を要する高齢者の増加等により、突発的に発生する激甚な災害に対して既存の防災施設等のハード対策や行政主導のソフト対策のみで災害を防ぎ切ることがますます困難になっている。行政を主とした取組だけではなく、国民全体の共通理解の下、住民の自助・共助を主体とする防災政策に転換していくことが必要である。現在、地域における防災力には差が見られるところであるが、防災意識の高い「地域コミュニティ」の取組を全国に展開し、効果的な災害対応ができる社会を構築していくことが求められている。

1-2 防災推進国民会議と防災推進国民大会

広く各界各層が情報、意見の交換及びその他の必要な連携を図り、中央防災会議と協力しつつ、国民の防災に関する意識向上を図るため、地方六団体、経済界、教育界、医療・福祉関係等の各界各層の有識者から成る「防災推進国民会議」が平成27年より毎年開催され、普及・啓発活動を行っている。

（1）防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2024

内閣府、防災推進国民会議及び防災推進協議会（災害被害軽減の国民運動推進を目的として活動する業界団体等で構成される組織）の共同主催により「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2024」

を熊本県熊本市で開催した。本大会は平成28年度から毎年開催しており、令和6年度で9回目の開催となる。本大会は「復興への希望を、熊本から全国へ～伝えるばい熊本！がんばるばい日本！～」をテーマとし、国民一人一人が日頃から防災に取り組むことの大切さを発信し、災害の経験・教訓を多くの人へ、そして次世代へ伝える機会とすることを目指した。

オープニングセッションでは、坂井内閣府特命担当大臣（防災）、清家防災推進国民会議議長（日本赤十字社社長）が主催者挨拶を、木村熊本県知事及び大西熊本市長が開催地挨拶を行った。また、有浦元熊本県危機管理防災企画監による「熊本地震を振り返って―熊本地震までの準備と対応の教訓」をテーマとする基調講演が行われ、ハイレベルセッションでは、「熊本地震とその後の復興と災害への備え」をテーマとして、蒲島前熊本県知事等の登壇者により、熊本での災害の振り返り、その後の創造的復興の取組を全国に発信した。

クロージングセッションでは、熊本県内の高校生から防災への想いや未来に向けたメッセージが発信されたほか、秋本防災推進国民会議副議長（公益財団法人日本消防協会会長）による主催者挨拶、竹内熊本大学教授による大会総括が行われた。また、次回開催地である新潟県の花角知事からビデオメッセージが寄せられた。

このほか、行政、公益団体、学术界、民間企業、NPO等の404団体がセッション、ワークショップ、ブース展示、ステージ発表、屋外展示等を行い、同大会の現地来場者は過去最高の約17,000人、また、オンライン視聴数は約12,000回となった。



坂井内閣府特命担当大臣（防災）による開会挨拶



熊本城ホールのブース展示の様子

（2）第10回防災推進国民会議

第10回防災推進国民会議は、令和6年12月19日に総理官邸大ホールで開催された。冒頭、石破内閣総理大臣は、防災推進国民会議の各団体の防災活動への取組に対する感謝の言葉とともに、「我が国を世界一の防災大国にしたい、また、我が国の防災力をいかにして高めるか、そして国民の皆様方の意識というものをどのように変えるかということで、全く新しい取組を目指している。」と述べた上で、国民会議構成団体の一層の協力を賜りたいと述べた。

続いて、「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2024」の開催等、防災推進国民会議としての活動報告等があり、日本青年会議所及び日本薬剤師会から令和6年能登半島地震における取組が紹介された。



第10回防災推進国民会議の様子（石破内閣総理大臣出席）

1-3 防災訓練・防災教育の取組

災害発生時には、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等の防災関係機関が一体となって、住民と連携した適切な対応をとることが求められることから、平時から関係機関が連携した訓練等、防災への取組を行うことが重要である。このため、防災関係機関は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、防災基本計画、その他の各種規程等に基づき、災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚を目的として、防災訓練を実施することとされている。

令和6年度は、防災訓練実施に当たっての基本方針や政府における総合防災訓練等について定めた「令和6年度総合防災訓練大綱」（令和6年6月28日中央防災会議決定）に基づき、以下のような各種訓練を実施した。

（1）「防災の日」総合防災訓練

令和6年9月1日の「防災の日」に、首都直下地震発生直後を想定した岸田内閣総理大臣（当時）を始めとする閣僚による官邸への徒歩参集訓練、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した北海道知事、釧路市長及び根室市長も参加する緊急災害対策本部会議の運営訓練を行い、また、東京都板橋区を主会場とする九都県市合同防災訓練に岸田内閣総理大臣（当時）や関係閣僚等が現地調査訓練として参加する予定であったが、令和6年台風第10号の接近に伴い特定災害対策本部が設置されたことから、いずれも中止となった。

（2）政府図上訓練

令和6年11月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した緊急災害対策本部事務局運営訓練（内閣府（中央合同庁舎8号館他））と緊急災害現地対策本部運営訓練（札幌第1合同庁舎）を連動させて実施した。本訓練においては、関係府省庁職員や北海道の職員が参加し、訓練会場に参集した上で、実際の災害に近い状況を模擬した状況付与型訓練と、災害発生時に関係機関の連携を要する課題等について討議する討議型訓練を実施した。

地域ブロックごとの訓練では、被災が想定される都道府県と連携し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震及び南海トラフ地震を想定した緊急災害現地対策本部運営訓練を実施した。令和6年11月に東北（盛岡市）、同年12月に首都圏（千葉市）、令和7年1月に九州（熊本市）、同年2月に四国（高松市）、中部（名古屋市）において、現地に参集した上で、状況付与型訓練と討議型訓練を実施した。



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した
緊急災害対策本部事務局運営訓練



南海トラフ地震を想定した
緊急災害現地対策本部運営訓練（名古屋市）

（3）防災教育の取組

①防災教育の展開

全ての国民が災害から自らの命を守るためには、災害時に国民一人一人が適切な行動をとることができるようになることが極めて重要である。このため、こどもの頃から必要な防災知識や主体的な防災行動を身に付けることができるよう、実践的な防災教育を全国に展開していく必要がある。

政府においては令和4年3月に閣議決定された「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づき、

- ・全国全ての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施できるよう、発達段階を考慮した防災教育の手引きを新たに作成し周知する
- ・学校現場で活用しやすい教材やデータ等を作成し、その普及を図るとともに、特に幼児期からの防災教育については、家庭に向けた情報伝達・啓発を行うためのひな形も含めて幼児向けの教材を作成し、保護者及び幼児に対する防災教育の充実を図る
- ・実践的な避難訓練の実施状況や見直しの状況を始めとする全国の学校の防災教育に関する実施内容を定期的かつ具体的に調査し、主要な指標を設定し、その状況を公表する

などの取組を進めている。

令和6年度は、文部科学省において、特別支援教育に関わる教員向けの防災教育の手引きを作成するとともに、内閣府においては、未就学児及びデジタル技術を活用した防災教育の充実に向けた事例収集等を行った。

②防災教育の活動支援

防災教育への意欲を持つ全国各地の団体・学校・個人などの多様な主体が連携した防災教育活動を募集し、1年間にわたって有識者の助言や活動資金等の支援を行う「防災教育チャレンジプラン」は平成16年度にスタートし、令和6年度までに延べ366団体の実践活動を支援した。

次年度の実践団体の募集においては、時代に即した歓迎テーマとして、①「多様な主体と連携した防災教育」、②「火山防災教育」、③「令和6年能登半島地震など近年の災害経験や教訓などを踏まえた防災教育」を設定し、その結果、63件の応募があり、最終的に13団体を実践団体として選定した。これまでの実践内容や活動の様子などは、「防災教育チャレンジプラン」ホームページにおいて公開している。

（参照：<https://bosaijapan.jp/challenge-plan/>）



1-4 津波防災に係る取組

（1）津波避難訓練

令和6年度は「津波防災の日（11月5日）」を中心に、全国各地で国、地方公共団体、民間企業等の主催する地震・津波防災訓練が実施された。

内閣府では地方公共団体と連携し、住民参加型の訓練を全国9か所（北海道豊浦町、千葉県長生村、新潟県上越市、新潟県佐渡市、福井県坂井市、三重県大紀町、宮崎県日向市、鹿児島県喜界町、沖縄県糸満市）で実施した。これらの訓練では、地震発生時に我が身を守る訓練（シェイクアウト訓練）及び揺れが収まった後に津波からの避難行動を行う訓練（津波避難訓練）のほか、安否確認、避難所開設訓練等を行った。また、住民が参加して、地域の被害想定や地理的条件等を知り、津波からの適切な避難行動につなげるきっかけ等とするワークショップを訓練の前後に開催した。訓練及びワークショップには延べ約5,000人が参加した。



防災に関するワークショップ（沖縄県糸満市）



津波避難訓練（千葉県長生村）

（2）普及啓発活動

①津波防災の普及啓発活動

「津波防災の日」及び「世界津波の日」について周知し、津波防災への認識や取組を促進するため、令和6年度は全国の企業、地方公共団体等における啓発ポスターの掲示、大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットにおけるレジ・ディスプレイ画像の表示など、様々な媒体を活用して普及啓発を行った。



令和6年度の津波防災啓発ポスター

②「津波防災の日」スペシャルイベントの実施

11月5日の「津波防災の日」及び「世界津波の日」当日には、内閣府、防災推進国民会議及び防災推進協議会の主催によって、「津波防災の日」スペシャルイベントをオンラインで開催した。

同イベントでは、坂井内閣府特命担当大臣（防災）からの挨拶に続いて、基調講演として、今村東北大学災害科学国際研究所教授から、「能登半島地震、南海トラフ地震臨時情報発令等を踏まえた津波への備え」と題した発表が行われた。また、三重県大紀町錦地区から津波防災に関する取組について紹介されたほか、登壇者との意見交換が行われた。

同イベントのアーカイブ動画は「津波防災特設サイト」において公開されている。

(参照：https://tsunamibousai.jp/)



坂井内閣府特命担当大臣（防災）による開会挨拶



パネルディスカッションの様子

1-5 火山防災に係る取組

(1) 火山避難訓練

火山防災の日には、火山防災訓練等の行事を実施するように努めることが、活動火山対策特別措置法に規定され、令和6年から8月26日が「火山防災の日」となった。この「火山防災の日」などの機会を捉えて、各火山地域における火山防災訓練等の取組が推進されることが期待される。

内閣府では、令和4年度から令和6年度にかけて、地方公共団体における火山防災訓練の実施を促し、避難計画及び同計画に基づき策定された地域防災計画の検証や住民等の火山防災意識を高めることを目的に、モデル地域における訓練の企画・実施を支援した。また、地方公共団体との協働での検討を通じて得られた知見・成果について、「地方公共団体等における火山防災訓練の企画・運営ガイド」及び「取組事例集」として取りまとめ、追加で得られた知見・成果を反映して改定した。

(2) 普及啓発活動

①火山防災の普及啓発活動

「火山防災の日」について周知し、活動火山対策についての関心と理解を深めるため、令和6年度は「火山防災の日」ポスターを作成し、地方公共団体等において啓発ポスターの掲示、またInstagramにて「火山防災の日」アカウントを開設し、火山の魅力について発信を行った。

②「火山防災の日」制定記念イベントの開催

8月26日が「火山防災の日」に制定されたことを踏まえ、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めることを目的に、令和6年8月26日当日に内閣府、火山防災強化推進都道県連盟の主催によって「火山防災の日」制定記念イベントを東京都内で開催した。

同イベントでは、松村内閣府特命担当大臣（防災）（当時）からの挨拶に続いて、基調講演として、藤井火山調査研究推進本部政策委員会委員長から、「日本の火山研究の現状について」と題した発表が行われた。また、気象庁や火山防災強化市町村ネットワークからそれぞれの火山防災対策の取組等について紹介されたほか、「いま、私たちにできる火山防災対策とは？」をテーマに登壇者らによるトークセッションが行われた。



火山防災啓発ポスター

同イベントのアーカイブ動画は「内閣府防災ホームページ」において公開されている。
(参照：<https://www.bousai.go.jp/kazan/bousainohievent/kinen.html>)



松村内閣府特命担当大臣（防災）（当時）による開会挨拶



トークセッションの様子

第1部

我が国の災害対策の取組の状況等

1-6 住民主体の取組（地区防災計画の推進）

地区防災計画制度は、平成25年の災害対策基本法の改正により、地区居住者等（居住する住民及び事業所を有する事業者）が市町村と連携しながら、「自助」・「共助」による自発的な防災活動を推進し、地域の防災力を高めるために創設された制度である。これによって地区居住者等が地区防災計画（素案）を作成し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるよう、市町村防災会議に提案できることとされている。

地区防災計画は、地区内の住民、事業所、福祉関係者など様々な主体が、地域の災害リスクや、平時・災害時の防災行動、防災活動について話し合い、計画の素案の内容を自由に定め、その後、市町村地域防災計画に位置付けられることで、「自助」・「共助」と「公助」をつなげるものである。計画内容はもとより、地区住民等が話し合いを重ねることなど、作成過程も共助の力を強くする上で重要である。

令和6年4月1日現在、43都道府県244市区町村の2,727地区の地区防災計画が地域防災計画に定められ、さらに46都道府県463市区町村の7,701地区で地区防災計画の策定に向けた活動が行われている。制度創設から10年以上が経過し、地区防災計画が更に浸透していくことが期待される（**図表1-6-1**、**図表1-6-2**）。

図表 1 - 6 - 1 地域防災計画に定められた地区防災計画数（令和6年4月1日現在）

地域防災計画に定められた地区防災計画数（令和6年4月1日現在）

◇43都道府県、244市区町村、2,727地区
(R5年度に新たに定められた計画 298地区)※調査対象：市区町村
※R6.4.1時点の集計値

都道府県名	市区町村数	地区数
北海道	13	60
青森県	0	0
岩手県	5	50
宮城県	3	61
秋田県	2	2
山形県	6	80
福島県	5	23
茨城県	7	101
栃木県	10	23
群馬県	3	35
埼玉県	7	21
千葉県	3	17
東京都	11	190
神奈川県	4	38
新潟県	2	2
富山県	3	5

都道府県名	市区町村数	地区数
石川県	1	1
福井県	2	2
山梨県	10	557
長野県	15	115
岐阜県	7	27
静岡県	6	30
愛知県	9	38
三重県	5	22
滋賀県	3	11
京都府	4	50
大阪府	5	92
兵庫県	9	186
奈良県	4	12
和歌山県	1	1
鳥取県	2	5
島根県	1	1

都道府県名	市区町村数	地区数
岡山県	4	12
広島県	1	1
山口県	3	89
徳島県	3	6
香川県	5	44
愛媛県	7	90
高知県	3	46
福岡県	9	99
佐賀県	0	0
長崎県	0	0
熊本県	18	403
大分県	0	0
宮崎県	3	8
鹿児島県	18	68
沖縄県	2	3
計	244	2,727

出典：内閣府資料

図表 1 - 6 - 2 地区防災計画の作成に向けて活動中の地区数（令和6年4月1日現在）

地区防災計画の作成に向けて活動中の地区数（令和6年4月1日現在）

◇46都道府県、463市区町村、7,701地区(注)
(注)市区町村に提案済みだが地域防災計画に定められていない分を含む。※調査対象：市区町村
※R6.4.1時点の集計値

都道府県名	市区町村数	地区数
北海道	12	54
青森県	3	14
岩手県	3	15
宮城県	12	380
秋田県	0	0
山形県	8	124
福島県	23	60
茨城県	7	58
栃木県	20	135
群馬県	7	85
埼玉県	12	189
千葉県	7	49
東京都	11	95
神奈川県	9	153
新潟県	9	206
富山県	10	44

都道府県名	市区町村数	地区数
石川県	14	395
福井県	16	870
山梨県	15	102
長野県	21	165
岐阜県	6	65
静岡県	6	93
愛知県	14	38
三重県	14	103
滋賀県	9	197
京都府	8	36
大阪府	17	427
兵庫県	12	463
奈良県	6	35
和歌山県	5	18
鳥取県	2	7
島根県	5	63

都道府県名	市区町村数	地区数
岡山県	10	143
広島県	6	106
山口県	3	26
徳島県	6	19
香川県	14	55
愛媛県	9	33
高知県	3	43
福岡県	13	170
佐賀県	2	3
長崎県	5	85
熊本県	36	1,276
大分県	1	305
宮崎県	9	63
鹿児島県	17	617
沖縄県	6	19
計	463	7,701

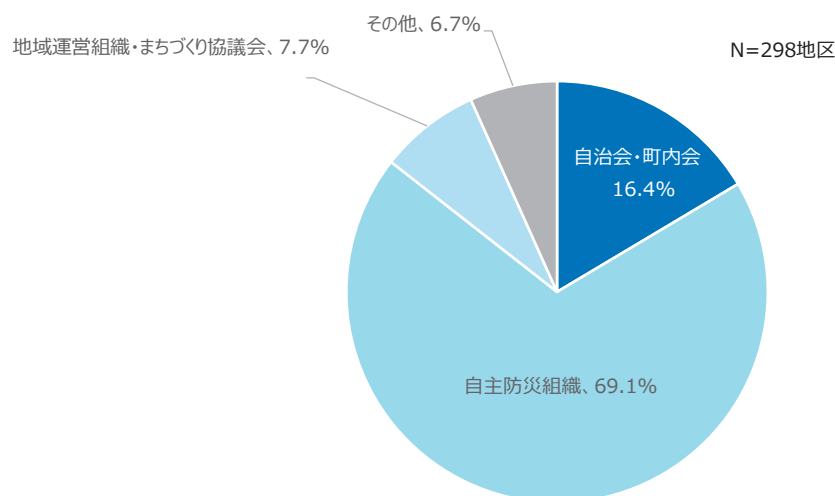
出典：内閣府資料

(1) 地区防災計画の動向

内閣府において、令和5年度中に地域防災計画に定められた298地区の地区防災計画の事例等进行分析したところ、以下のような特徴がみられた（図表1-6-3、図表1-6-4、図表1-6-5）。

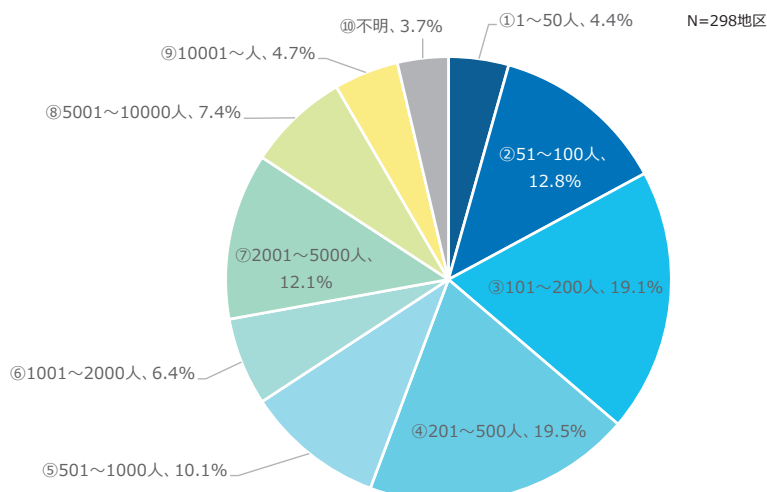
- ① 地区防災計画の作成主体は、69.1%が自主防災組織、16.4%が自治会・町内会であった。
- ② 地区内の人口については、「201～500人」（19.5%）が最も多く、「101～200人」（19.1%）が二番目に多かった。これらを合わせると101～500人の地区が約4割を占めた。
- ③ 地区防災計画策定のきっかけは、76.2%の地区は「行政側からの働き掛けによるもの」であった。このことから、地区防災計画の策定には行政による後押しが重要であると考えられる。

図表1-6-3 令和5年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画の作成主体



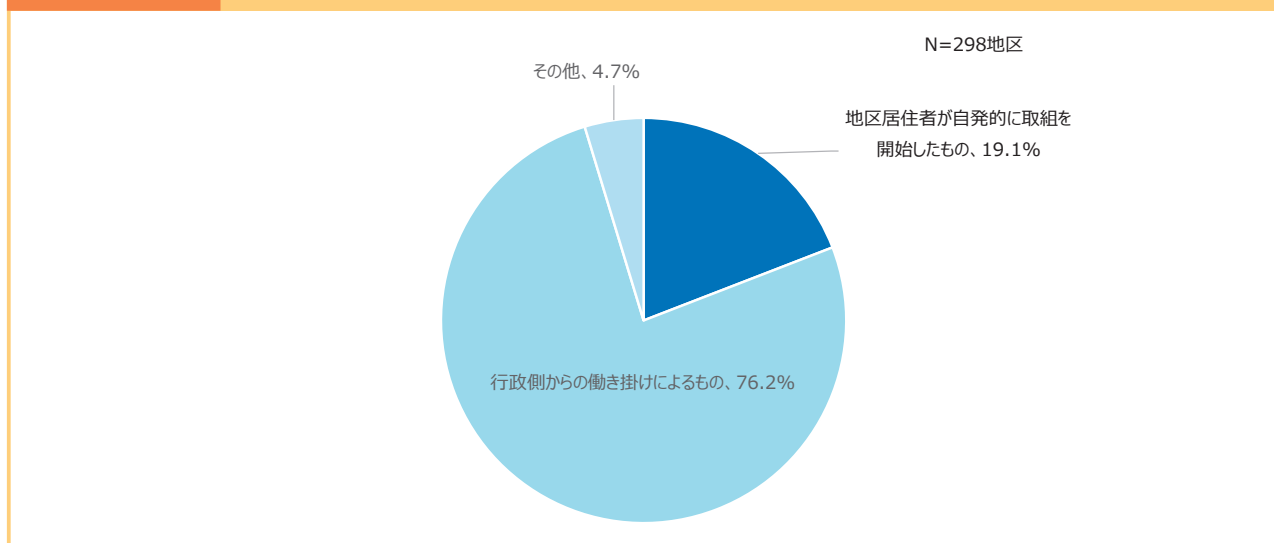
出典：内閣府資料

図表1-6-4 令和5年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画に関する地区内の人口



出典：内閣府資料

図表 1 - 6 - 5 令和5年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画の作成のきっかけ



出典：内閣府資料

(2) 地区防災計画の策定促進に向けた内閣府の取組

内閣府は、地区防災計画の策定促進のため、「地区防災計画ガイドライン」等の地区防災計画の策定の参考になる資料を作成し、また、地区防災計画を地域別・テーマ別に一覧できる「地区防災計画ライブラリ」を整備している。また、令和7年4月4日には、新たに「地区防災計画ガイドブック」を公表したほか、以下のとおりフォーラムや研修等を開催した。

(参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html>)



① 地区防災計画フォーラム2024「熊本地震とその後の地区防災計画づくり」及び「火山災害とコミュニティの防災活動」の開催

各地における地区防災計画づくりに関する事例や経験の共有を図り、地区防災計画の策定を促進するため、地区防災計画フォーラム2024「熊本地震とその後の地区防災計画づくり」を令和6年10月19日に、「火山災害とコミュニティの防災活動」を令和6年10月20日に、いずれも「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2024」のセッションとして開催した。本フォーラムでは、熊本地震後の地区防災計画づくり、火山防災に向けた各地の地区防災計画づくりを踏まえて、有識者と内閣府担当官による議論が行われた。また、本フォーラムのアーカイブ動画を公開した。

② 地区防災計画の作成に関する基礎研修会の開催

地区防災計画づくりに取り組もうとしている住民やそれを支援する自治体職員を主な対象として、「地区防災計画の作成に関する基礎研修会」を令和6年11月13日に、「地区防災計画の作成に関する基礎研修会（応用編）」を令和7年1月24日に、オンラインで開催した。これらの研修会では、内閣府から基礎的説明を行い、内閣府や地区防災計画学会の地区防災計画モデル事業の対象地区等で先進的な取組を行っている住民、自治体職員、アドバイザーである大学教員等が登壇して、その取組について報告するとともに、パネルディスカッション形式による議論が行われた。

③ 地区防災計画に関するモデル事業

内閣府は、平成26年度から地区防災計画の作成の支援のためのモデル事業を実施している。令和6年度は、千葉県富里市日吉台小学校区、愛知県西尾市上羽角町自主防災会、長崎県島原市安中地区及び沖縄県石垣市白保地区の4地区が対象となり、有識者や内閣府担当官の支援の下、地区防災計画づくりを進めた。

④ 学術研究団体、事業者団体等との連携シンポジウムの開催

内閣府は、新たな取組として、地区防災計画を担当する自治体職員等で構成されている地区防災計画を推進するネットワーク（地区防'z）及び地区防災計画学会と連携して、令和6年7月27日に「能登半島地震等の教訓を踏まえた地区防災計画」をテーマに、オンラインでシンポジウムを開催した。地区防災計画づくりに精通した3団体の関係者が、能登半島地震等の教訓を踏まえた地区防災計画制度の在り方について議論を行った。また、同様に防災推進協議会及び地区防災計画学会と連携して近年の共助の防災活動の動きを踏まえ、令和7年3月1日に「企業とコミュニティの防災活動―能登半島地震、南海トラフ地震臨時情報発令等を受けた最近の共助の防災活動の動きを踏まえて―」をテーマに、オンラインでシンポジウムを開催した。2つの新しい連携シンポジウムは、それぞれ1,000人以上が参加した。

1-7 災害教訓の伝承活動に係る取組

内閣府及び国土交通省において、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを「NIPPON防災資産」として認定する制度を令和6年5月に新たに創設し、優良認定11件、認定11件が第1回の認定案件となった。令和6年9月には第1回NIPPON防災資産認定式を開催し、優良認定案件の関係者に対し、松村内閣府特命担当大臣（防災）（当時）及び斉藤国土交通大臣（当時）による認定証の授与を行った。



認定者との記念撮影



ロゴマーク

1-8 ボランティア活動の環境整備について

発災時には、ボランティア、NPOその他多様な団体が被災地に駆けつけ、きめ細やかな被災者支援を行い、重要な役割を果たしている。内閣府においては、ボランティア・NPO等による被災者支援の活動が円滑に行われるよう環境整備に努めており、近年、大規模災害時には、行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体が連携し、情報の共有、活動の調整をしながら、被災者支援の活動を行うことが定着してきている。

（1）官民連携による被災者支援体制整備の推進

内閣府が令和7年2月に実施した「被災者支援に関するアンケート調査」によると、22都道府県において、官民連携による被災者支援体制（災害中間支援組織等）が整備されていることが確認できた。官民連携による被災者支援体制の育成に向けた動きがないと回答した県では、その理由について、「連携先となるNPO（災害中間支援組織を含む。）が定まっていない」、「連携を推進する予算を確保できていない」という回答が多く見られた。本調査から都道府県域レベルでの災害中間支援組織の設置を促進する上で、官民連携の重要性の発信・普及啓発や先行的な事例の横展開が引き続き求め

られることが分かった。

内閣府では、行政、社会福祉協議会等の災害ボランティアセンター関係者、NPO等が平時から顔を合わせ、連携・協働する時の諸課題について議論し、相互理解を深められるよう、研修会を実施している。令和6年度は、「多様な主体間における連携促進のための研修会」をオンライン配信により実施し、多様な主体間の連携の必要性について行政、社会福祉協議会、災害中間支援組織等それぞれの立場から説明を行い、40都道府県から約540人が受講した。

(2) 官民連携による被災者支援体制整備モデル事業

専門性を有するNPO、企業等の多様な民間主体が、被災者支援の担い手としてその能力を有効に発揮できる環境を整備するためには、都道府県域レベルで、多様な担い手間の活動調整や情報共有等のコーディネーションを行う災害中間支援組織の設置や機能強化を進めていくことが重要である。このため、内閣府ではモデル事業により、災害中間支援組織を設置・機能強化しようとしている都道府県に対する支援を行い、取組の更なる加速化を図った。具体的には、官民連携による被災者支援人材育成・訓練や地域の民間団体のネットワーク化などの取組を進めた。

また、本モデル事業で得た知見やノウハウについて、他の都道府県に対して広く共有し、全国において都道府県域での災害中間支援組織の設置等に向けた取組が進むよう支援した。

官民連携による被災者支援体制整備モデル事業



官民連携による被災者支援人材育成・訓練の様子



ネットワーク会議の様子

(3) 避難生活支援リーダー／サポーターモデル研修・避難生活支援コーディネーター育成OJTに向けた検討

近年、自然災害が激甚化・頻発化しているとともに、避難生活が長期化する場合もあり、避難所の設置期間が数週間から数箇月に及ぶ場合もあり、避難生活環境の向上が課題となっている。発災後、様々な業務を抱える中で、避難所の開設後、その運営を市町村等の自治体職員が中心となって担い続けることには限界があり、被災者の避難生活支援に当たっては自助・共助の視点を欠かすことはできない。また、長期化する避難所の運営には専門の知識とスキルが必要となる。

このため、内閣府では、令和3年5月に取りまとめられた「防災教育・周知啓発ワーキンググループ（災害ボランティアチーム）」の提言を踏まえ、意欲のある地域の人材に、体系的なスキルアップの機会を提供し、避難生活支援の担い手となる人材を各地に増やし、地域の防災力強化につなげていく「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の実現に向けた取組を進めている。

令和6年度は、避難生活支援を担う人材である「避難生活支援リーダー／サポーター」の育成を進めるためのモデル研修を全国9地区（青森県八戸市、群馬県館林市、石川県穴水町、長野県箕輪町、愛知県豊明市、三重県いなべ市、岡山県倉敷市、福岡県嘉麻市及び熊本県宇土市）で実施した。モデル研修は事前のオンデマンド学習（1単位20分程度×8単位）と2日間の演習で構成され、演習では、避難所の様子を再現した会場での環境改善演習やロールプレイによる対人コミュニケーション演習等を行った。

また、「避難生活支援コーディネーター」の育成に向けたカリキュラム検討の一環として、モデル研修の受講者や研修の講師候補者を、令和6年能登半島地震の被災地において避難生活の長期化が懸念される避難所に、1週間程度派遣するOJT派遣を実施し、コーディネーターに必要とされる実際の避難所運営支援や避難所の生活環境改善に関する知見やスキルに関する理解を深めた。



「避難生活支援リーダー／サポーター」モデル研修の様子

（4）被災者支援団体への交通費補助事業

近年、災害が激甚化・頻発化しており、また、首都直下地震や南海トラフ地震等の切迫性も高まっている。我が国においては大規模災害が発生した際に、行政のみでは十分な被災者支援を担うことは困難であり、また、高齢化・過疎化が進む中で被災者支援を量・質ともに充実させることが求められている。例えば、令和6年能登半島地震においては、多くの特定非営利活動法人や災害ボランティア団体等が被災地に駆けつけ、これらの被災者支援団体による避難所の運営支援や炊き出し、家屋保全、被災家屋の片付けなどの支援が実質的に公助の役割を担っていた事例が報告されている。

このような背景を踏まえ、被災地に支援に駆けつけるNPOや災害ボランティア団体等の交通費について支援する「特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金（被災者支援団体への交通費補助事業）」を開始した。本事業については、被災者支援活動を行うボランティア団体等が被災地に駆けつける際に必要となる交通費を補助する事業で、申請1件あたり上限50万円とし、令和6年度（対象期間：令和7年1月10日から3月31日まで）は200件を超える活動を支援した。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/kotsuhogyojigyo.html>）



1-9 事業継続体制の構築

（1）中央省庁の業務継続体制の構築

中央省庁においては、これまで、首都直下地震等の発災時に首都中枢機能の継続性を確保する観点から、中央省庁ごとに業務継続計画を策定し、業務継続のための取組を進めてきた。平成26年3月には、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）に基づき「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（以下「政府業務継続計画」という。）が閣議決定されたことを受け、中央省庁はこれまでの業務継続計画について見直しを行った。

内閣府においては、中央省庁の業務継続計画の策定を支援するため、平成19年6月にガイドラインを策定した。その後、近年の災害の激甚化・頻発化や社会情勢の変化などを踏まえて同ガイドラインの見直しを行っており、最近では令和4年4月に改定を行った。また、政府業務継続計画に基づき、中央省庁の業務継続計画の実効性について、有識者等による評価を行っており、これを受けて中央省庁は、必要に応じて業務継続計画の見直しや取組の改善等を行っている。

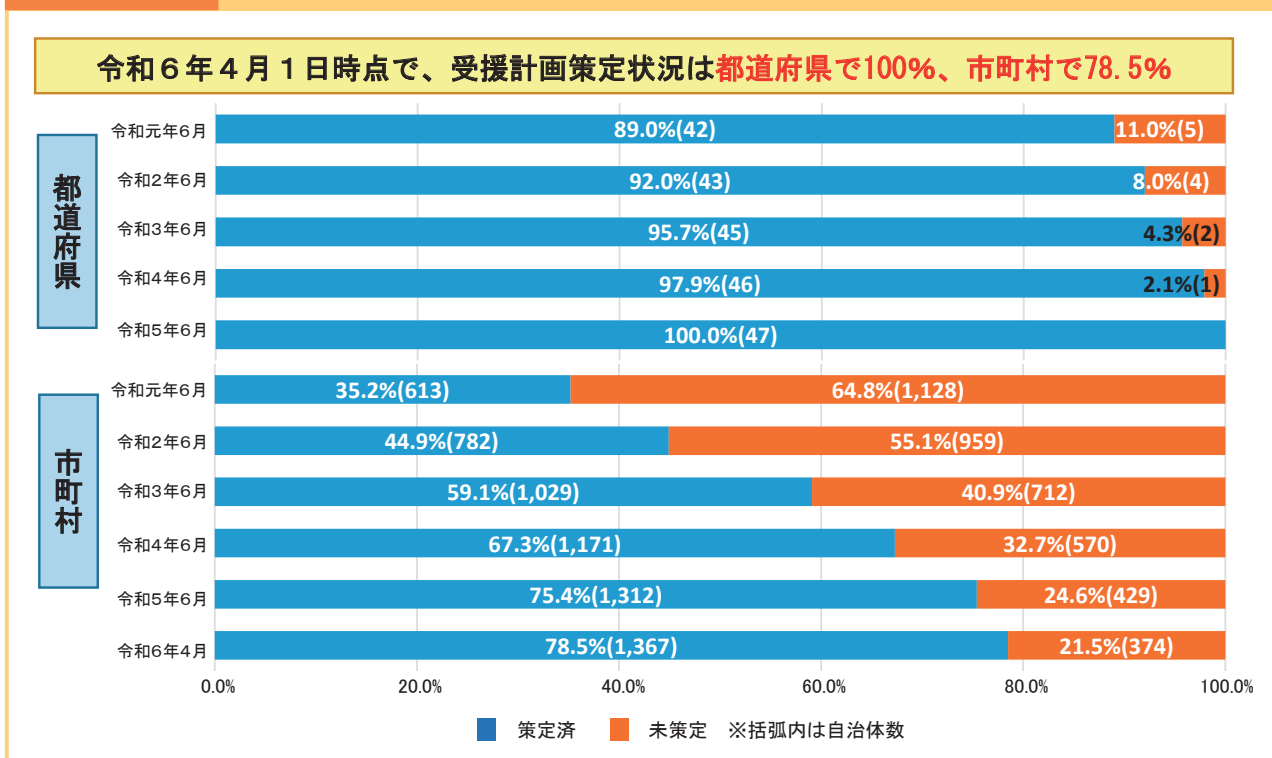
政府としては、このような取組を通じて、首都直下地震等の発生時においても業務を円滑に継続することができるよう、業務継続体制を構築していくこととしている。

(2) 地方公共団体の業務継続体制の構築

地方公共団体は、災害発生時においても行政機能を確保し業務を継続しなければならない。このため、地方公共団体において業務継続計画を策定し、業務継続体制を構築しておくことは極めて重要である。地方公共団体における業務継続計画の策定状況は、都道府県においては平成28年4月現在で100%に達し、市町村においても令和5年6月現在で100%に達した。

また、被災地方公共団体は、自らの体制だけで膨大な災害対応業務を行うことは困難であることから、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、受援計画を策定し、受援体制の整備を図ることが重要である。地方公共団体における受援計画の策定状況は、都道府県においては令和5年6月現在で100%に達し、市町村においては令和6年4月現在で78.5%となっている（図表1-9-1）。

図表1-9-1 地方公共団体における受援計画の策定状況



出典：令和元年6月、令和2年6月、令和3年6月：地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果（総務省消防庁調査）

令和4年6月：地方公共団体における業務継続計画等の策定状況の調査結果（総務省消防庁調査）

令和5年6月、令和6年4月：地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果（内閣府（防災）及び総務省消防庁調査）

内閣府では、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月策定）、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月改訂）及び「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和7年4月改訂）を策定し、周知しているほか、地方公共団体における業務継続体制や受援体制の構築を支援するため、消防庁と連携し、都道府県・市町村の担当職員を対象とした研修会・説明会を平成27年度から毎年度開催している。

(3) 民間企業の事業継続体制の構築

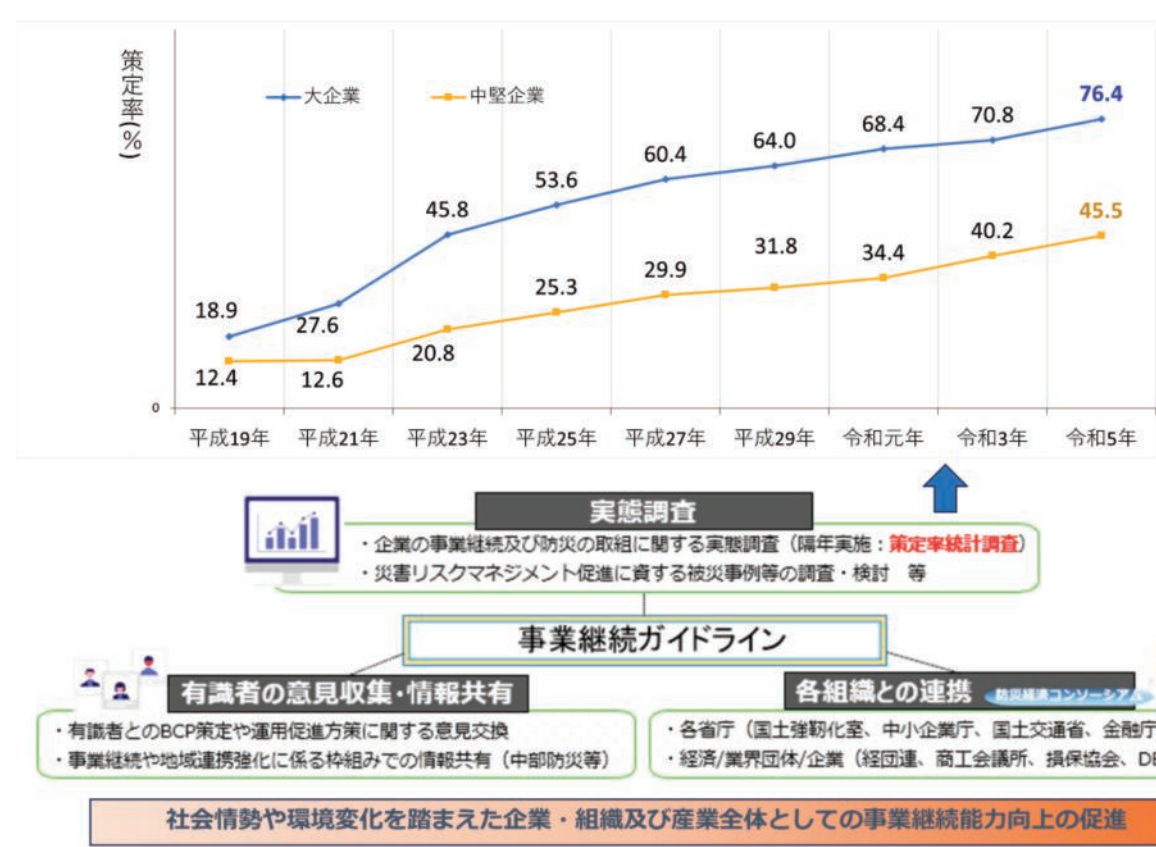
大規模災害等が発生して企業の事業活動が停滞した場合、その影響は自社にとどまらず、サプライチェーンの途絶などにより、関係取引先や地域の経済社会、ひいては我が国全体に多大な影響を与えることとなる。そのため、大規模災害等の発生時における企業の事業活動の継続を図ることは、極め

て重要である。

内閣府では、企業の事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、平成17年にガイドラインを策定し、本ガイドラインに沿ったBCPの策定を推奨している。ガイドラインの内容は、社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行ってきており、最近では、令和5年3月に改定版を公表した。また、企業における取組をより一層促進するため、BCP策定のポイントを分かりやすくまとめた簡易パンフレットや、参考となる取組事例集を作成・周知するなど、業界団体等と連携して事業継続に係る取組の普及を進めている。

内閣府では、BCPの策定率を始めとした民間企業の取組に関する実態調査を隔年度で継続して実施しており、「令和5年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」では、BCPを策定した企業は大企業76.4%（前回調査（令和3年度）では70.8%）、中堅企業45.5%（前回調査では40.2%）と、ともに増加しており、策定中を含めると大企業は85.6%、中堅企業は57.6%となっている（図表1-9-2）。

図表1-9-2 企業の事業継続能力向上に向けた取組とBCP策定率の推移



出典：内閣府資料

1-10 産業界との連携

（1）防災経済コンソーシアム

社会全体の災害リスクマネジメント力を向上させるため、民間事業者においても大規模な自然災害に対する事前の備えを充実していく必要がある。このための事業者の意見交換・交流の場として、平成30年に「防災経済コンソーシアム」が設立された。

「防災経済コンソーシアム」では、それぞれの業界の特性に応じた創意工夫により、事業者の災害リスクマネジメント力向上のための普及・啓発を図る等の「防災経済行動原則」を策定し、17団体

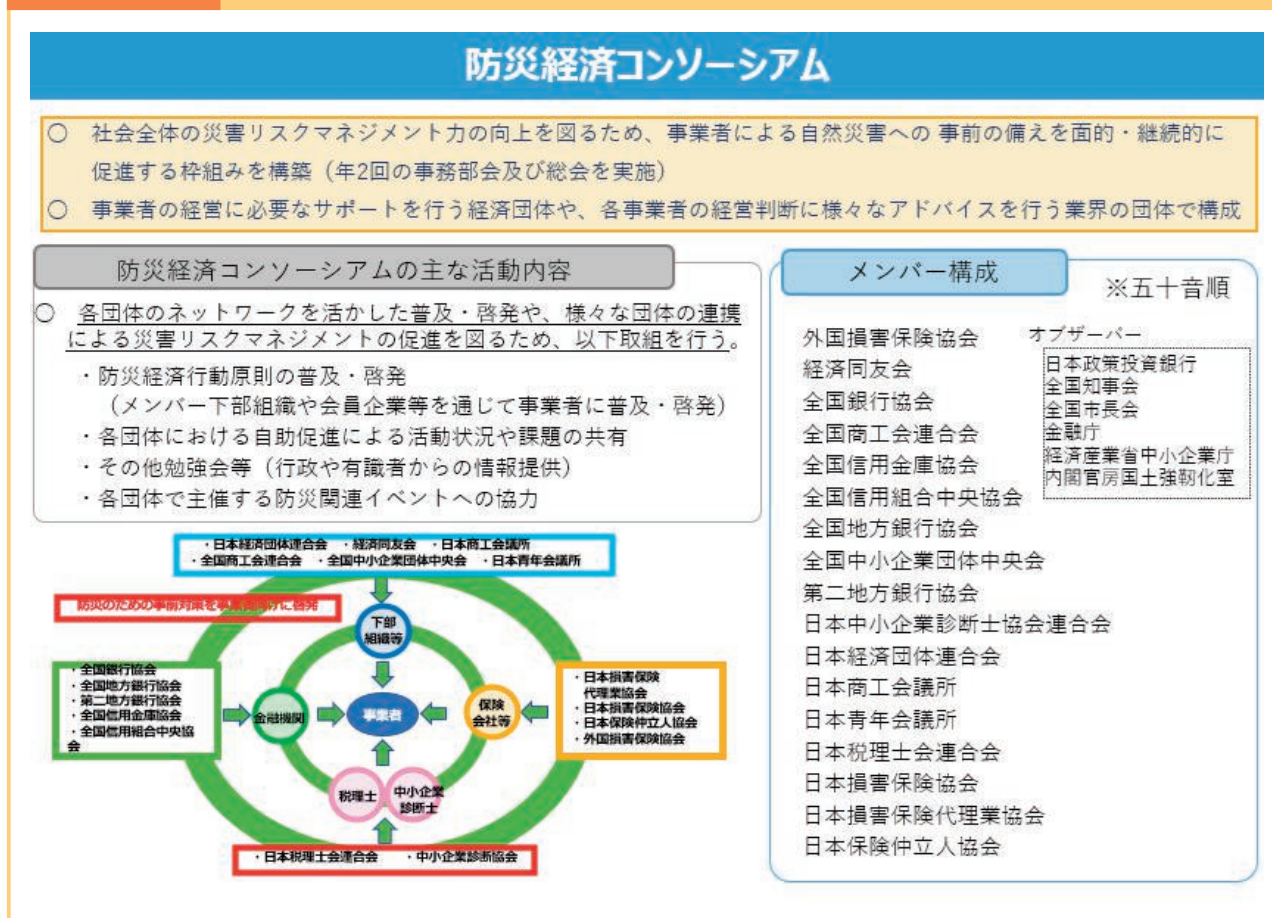
のメンバーが当該原則の理念をそれぞれの下部組織まで普及・啓発しながら、事業者の防災・事業継続力強化を支援する活動を行っている。

令和6年度は、防災・事業継続力強化の課題と考えられる「サプライチェーン、地域連携の強化」等をテーマに会合を2回開催し、メンバー間での事業者支援や令和6年能登半島地震における取組事例の共有に加え、内閣府による防災や事業継続に関する施策の紹介、本テーマを専門分野とする有識者による講演等を実施した（図表1-10-1）。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/consortium/index.html>）



図表1-10-1 「防災経済コンソーシアム」について



出典：内閣府資料

（2）防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム

近年、激甚化・頻発化する災害に対して、より効果的・効率的に対応していくためには、地方公共団体等においてもデジタル技術を始めとする先進技術を積極的に活用していくことが重要である。一部の地方公共団体等では、既に先進技術の活用が進められ、災害対応において効果を発揮しているものの、先進技術に関する情報収集や技術導入の機会が限られていることから、導入が進んでいない地方公共団体等も多い。

このため、内閣府においては、災害対応に当たる地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術のマッチングや、地方公共団体等における先進技術の効果的な活用事例の横展開等を行う場として、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」を令和3年度に設置している。

同プラットフォームでは、常設のウェブサイト（以下「マッチングサイト」という。）を運営するとともに、地方公共団体等と民間企業等が交流する場となるセミナー（以下「マッチングセミナー」

という。)を開催しており、令和7年3月現在で、地方公共団体等約850件、民間企業等約1,700件がマッチングサイトに登録し、これまで200件のマッチングが生まれている。

また、令和6年6月には、令和6年能登半島地震で活用された有効な技術・サービスを企業や関係省庁が紹介するマッチングピッチを開催し、トイレカーやインターネット衛星の自治体への導入等に向けた新たなマッチングが始まっている(図表1-10-2)。

図表1-10-2 「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」について

「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」の概要

- 内閣府では、災害対応を行う地方公共団体等のニーズ(困りごと・関心ごと)と、民間企業等が持つ先進技術・サービスのマッチング等を行う場として、**防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム**(防テクPF)を設置(令和3年7月)。
- サイト上で地方公共団体等がニーズを、企業等が技術・サービスを登録し、**オンライン / 現地でお互いのマッチング等を支援**。

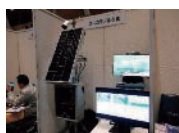


登録のメリット

- ①様々なニーズ・技術を探索可能
- ②最適なマッチングをサポート
- ③災害対応に有用な情報を収集可能

マッチングの効果

- ①民間企業にとってはビジネスチャンスの拡大、地域防災への貢献
- ②地方公共団体にとっては防災対策の効率化、防災課題の解決



自社の製品等をPRできる
アイデア展示



企業から様々な提案が
受けられる個別相談会

事業化に至った事例はこちら



防テクPFへの登録はこちら



1

出典：内閣府資料

マッチングセミナーは、令和7年3月末までに計10回開催され、地方公共団体等実際に導入されている先進技術の事例紹介、災害対策・レジリエンス強化を目的とした地方公共団体等の取組紹介、民間企業等と地方公共団体等が一对一で直接、自社の技術の紹介及び自団体の課題やニーズ等の相談ができる「個別相談会」等を実施している。

第10回セミナーにおいては、国内最大級のオープンイノベーション施設に産官学金が一堂に集結し、有識者やスタートアップ企業等による講演、パネルディスカッション、地方公共団体・企業がニーズをプレゼンするマッチングピッチや屋外展示等の新しいプログラムを通じて、「防災産業の育成」と「社会全体のレジリエンス強化」を目指す取組を紹介した。特に企業側のニーズ等については、今回初めてプレゼンを行い、一定程度の反響があったことから、防災関連市場の拡大には企業同士のマッチングも重要であることが参加者の間で共有できた。

【コラム】

令和6年能登半島地震対応に有効であった技術・サービスをテーマにしたマッチングピッチイベントを開催

令和6年能登半島地震では、地理的制約がある中での災害対応の難しさが浮き彫りになったところであり、災害応急対策に有効な新技術について、自治体・関係省庁等による実装・活用等の必要性が高まっているところである。

内閣府では、地方公共団体で活用することが有効と考えられる新技術等を「自治体等活用促進カタログ」として取りまとめ、令和6年6月10日に公表するとともに、6月20日、21日には、カタログに掲載した災害対応に有効な技術・サービスを紹介するマッチングピッチイベントを開催し、500を超える地方公共団体・企業が参加した。

マッチングピッチイベントでは、災害対応に当たった企業や関係省庁から、現地で活用された、水・電力・通信等のライフラインの確保・復旧や、避難者・支援者の生活・活動環境の改善等に関する技術、被災状況等の把握、情報の共有・一元化に資する技術や方策など多くの発表が行われ、参加した地方公共団体からは、特にドローンを活用した情報収集やトイレ・水・通信などライフライン確保等に係る新技術や方策に高い関心が集まっていた。

また、マッチングピッチイベント開催後、地方公共団体と民間企業との個別相談会を開催した。この相談会等を通じ、トイレカーや衛星インターネットの導入等に向けたマッチングが始まっている。

令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術 及び 方策 について

○令和6年能登半島地震における一連の災害対応を振り返る中で浮かび上がった課題を乗り越えるための方策や、災害対応上有効と認められる新技術等を洗い出し、今後の初動対応・応急対策を強化するための措置等についてとりまとめた。
○これらの新技術や方策の活用に向け、「関係省庁による実装に向けた検討」、「カタログ化による自治体等の活用促進」、「課題・ニーズの提示による国や民間の技術開発」等を推進。



(参照： <https://www.bosaitech-pf.go.jp/pitch1.html>)

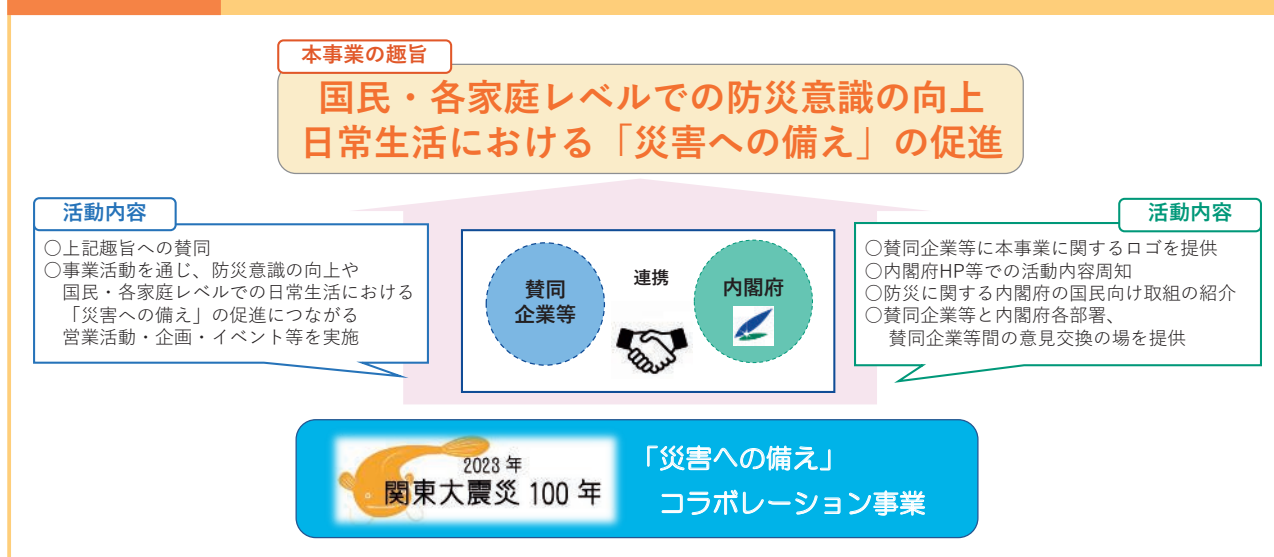


(3)「災害への備え」コラボレーション事業

内閣府では、関東大震災から100年の節目を迎える令和5年を巨大災害に対する備えを強化する重要な機会と捉えて、国民・家庭・事業所の各レベルで防災意識を高め、日常生活における「災害への備え」を促進するため、コラボレーションする民間企業等を募集し、平素の事業活動を通じて広汎な普及啓発を推進する「災害への備え」コラボレーション事業を開始した（図表1-10-3）。

本事業には、令和7年3月末現在で147の企業等が賛同しており、各企業等による「災害への備え」に関する活動の実施、イベント等への内閣府の参画のほか、令和7年1月には内閣府及び有識者と賛同企業等による南海トラフ地震臨時情報についてのセミナーを開催した。

図表1-10-3 「災害への備え」コラボレーション事業



出典：内閣府資料

1-11 学術界の取組

我が国では、地震、津波、噴火、豪雨等の自然現象、土木、建築等の構造物、救急医療、環境衛生等の医療・衛生、経済、地理、歴史等の人々の営み、情報、エネルギー等の様々な領域において、防災についての研究活動が行われている。東日本大震災を受け、これらの分野の総合的で複合的な視点からの防災・減災研究が不可欠であり、専門分野の枠を越えた異なる分野との情報共有や交流を進め、学際連携を行うことの必要性が認識された。このため、日本学術会議や関係する学会等での議論を経て、防災減災・災害復興に関わる学会のネットワークとして、平成28年1月に47の学会が連携した「防災学術連携体」が発足した。令和7年3月末現在、63学協会（正会員60学会、特別会員3協会）が同連携体に参加している。

同連携体は、日本学術会議防災減災学術連携委員会と共同で、令和6年8月に第6回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」を開催し、「令和6年能登半島地震災害における課題と教訓」をテーマに、中央省庁と学術界の双方からそれぞれの取組を発表した。また、令和6年10月、令和7年1月には公開シンポジウムを開催し、防災科学が果たすべき役割について広く意見交換を実施した。

日本学術会議 防災減災学術連携委員会(防災学術連携体との連携開催)
第6回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」
令和6年能登半島地震災害における課題と教訓



日時 2024年8月22日(木) 13:00～16:00
場所 オンライン開催 Zoom(定員300名)
出席者 日本学術会議 防災減災学術連携委員会
防災学術連携体の63学協会(防災連携委員、学識会員、学会事務局)
防災に関わる府省庁の担当者

第6回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」

1-12 男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化

災害は全ての人の生活を脅かすが、性別や年齢、障害の有無などの違いにより受ける影響が異なることが知られている。災害に強い社会の実現のために、女性やこども、高齢者、障害がある方など、それぞれのニーズの違いを踏まえた災害対応を行うことにより、人々が災害から受ける影響を最小限にすることが重要である。内閣府では男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を推進してきた。

令和6年4月現在、都道府県防災会議の女性委員の割合は23.3%、市町村防災会議では11.3%にとどまっており、第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～(令和2年12月25日閣議決定)で掲げている成果目標(都道府県・市町村防災会議における女性委員の割合を令和7年までに30%にすること)には達していない(図表1-12-1、図表1-12-2)。

そこで、令和3年から継続的に実施している「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月作成。以下本項において「ガイドライン」という。)に基づく地方公共団体の取組状況調査について、令和5年の調査結果の公表に当たっては、各団体の取組状況が一目で分かるよう「見える化マップ」を新たに作成し、令和6年6月に公表した。市町村防災会議に占める女性委員の割合等を地図上で塗り分けし、女性や乳幼児向けの備蓄用品についても該当する記載項目数ごとに色分けした。マップ化した項目は人口規模別のランキングやグラフでも表しており、地方公共団体に対してはこれらの調査結果を積極的に活用し、平時からの男女共同参画の視点に立った取組の実践を促している。

(参照：<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/chousa.html>)



令和6年10月は「防災推進国民大会(ぼうさいこくたい)2024」において、「災害対応の現場に女性が参画するためのヒント～能登半島地震における経験から～」と題したオンラインセッションを開催し、女性が被災地内外で支援活動に携わるに当たっての課題や解決のためのアイデアを共有し

た。

また、同月から「男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査」を開始した。令和6年能登半島地震において被災した自治体や応援自治体、民間団体等の平時の備えや発災後の対応、復旧・復興に向けた取組や各種事例等を収集し、ガイドラインを踏まえた災害対応の取組状況について把握する。調査結果に基づき、今後の災害対応において男女共同参画の視点を更に反映させられるよう課題や取組を整理し、報告書として取りまとめる予定である。

これからも男女共同参画の視点に立った取組を進め、地域の災害対応力の向上につなげていく。

＊第5次男女共同参画基本計画において掲げる主な取組：

- ・平時より、国においても、地方公共団体においても、防災・危機管理部局と男女共同参画部局とが、より密接に連携・協働し、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組を進める。
- ・都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。また、女性委員のいない市町村防災会議の早期解消とともに、女性委員の割合を増大する取組を促進するため、都道府県と連携し、女性を積極的に登用している市町村の好事例の展開などを行う。
- ・地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平時から働きかけを行う。
- ・ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況をフォローアップして「見える化」する。

(参照：https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/2-08.pdf)



図表 1-12-1 都道府県防災会議における委員に占める女性の割合

都道府県	委員総数 (人)	女性(人)	女性割合 (%)	
徳島県	80	38	47.5	40%以上 4団体
滋賀県	77	36	46.8	
島根県	72	30	41.7	
鳥取県	69	28	40.6	
福井県	52	20	38.5	20%以上～ 40%未満 22団体
埼玉県	73	27	37.0	
熊本県	69	24	34.8	
福島県	68	23	33.8	
東京都	89	28	31.5	
鹿児島県	57	17	29.8	
宮城県	60	17	28.3	
茨城県	52	14	26.9	
佐賀県	72	19	26.4	
福岡県	61	16	26.2	
岡山県	65	16	24.6	
香川県	58	14	24.1	
岐阜県	59	14	23.7	
大分県	60	14	23.3	
広島県	73	16	21.9	
長野県	80	17	21.3	
千葉県	52	11	21.2	
静岡県	62	13	21.0	
群馬県	53	11	20.8	
新潟県	75	15	20.0	
沖縄県	25	5	20.0	
香川県	60	12	20.0	15%以上～ 20%未満 13団体
石川県	71	14	19.7	
京都府	66	13	19.7	
兵庫県	59	11	18.6	
富山県	67	12	17.9	
和歌山県	57	10	17.5	
北海道	69	12	17.4	
愛知県	72	12	16.7	
山口県	60	10	16.7	
高知県	60	10	16.7	
宮崎県	55	9	16.4	
栃木県	57	9	15.8	
神奈川県	57	9	15.8	
滋賀県	78	12	15.4	10%以上～ 15%未満 7団体
秋田県	61	9	14.8	
長崎県	68	9	13.2	
奈良県	61	8	13.1	
大阪府	63	8	12.7	
三重県	65	8	12.3	
愛媛県	61	7	11.5	
山形県	62	7	11.3	10%未満 1団体
山梨県	66	6	9.1	
合	3,008	700	23.3	

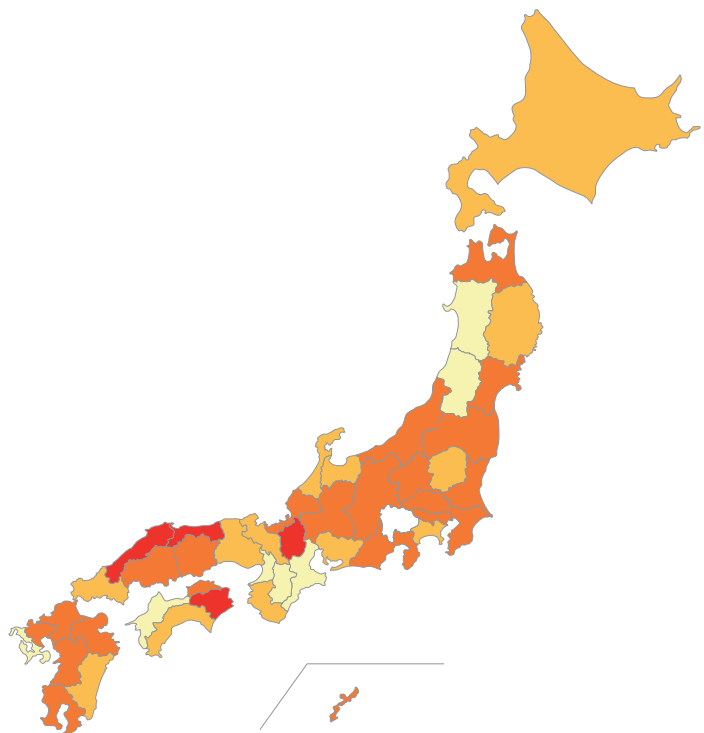
(備考) 1.資料出所は内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(2024年度)。

2.原則として2024年4月1日時点(一部の地方公共団体においては、異なる場合あり)のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。

3.女性割合は小数点第2位を四捨五入したものである。

4.小数点第2位が同率の場合は建制順とした。

5.データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある。



出典：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和6年度）」より内閣府作成

図表 1-12-2 第5次男女共同参画基本計画における都道府県防災会議及び市町村防災会議の成果目標と現状値

項目	現状	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	23.3% (2024 年)	30% (2025 年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織数	265 (2024 年)	0 (2025 年)
委員に占める女性の割合	11.3% (2024 年)	15%（早期）、 更に30%を目指す (2025 年)

出典：「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定）、地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和6年度）」より内閣府作成

第2節 防災体制・災害発生時の対応及びその備え

2-1 防災基本計画の修正

防災基本計画は、災害対策基本法第34条第1項に基づき中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画であり、「災害及び災害の防止に関する科学研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるとき」は修正することとされている。また、防災基本計画に基づき、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成することとされている。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>）



最近では、令和6年6月に防災基本計画の修正を行った（図表2-1-1）。主な修正内容としては、「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」における点検結果等を踏まえた修正として、被災地の情報収集及び進入方策、自治体支援、避難所運営、物資調達・輸送等について内容を充実させたほか、最近の施策の進展を踏まえ、新たな総合防災情報システムの運用開始や、水害対策の強化、避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援等について追記している。

図表 2-1-1 防災基本計画修正（令和6年6月）の概要

防災基本計画修正（令和6年6月）の概要	
■ 防災基本計画 災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの	
主な修正項目	令和6年能登半島地震を踏まえた修正
最近の施策の進展等を踏まえた修正 ○ 新たな総合防災情報システムの運用開始 ・ 防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約 ○ 水害対策の強化 ・ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化 ○ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 ・ 自治体、保健師、福祉関係者等間で連携した状況把握の実施 ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供	＜令和6年能登半島地震に係る検証チーム＞ ○ 被災地の情報収集及び進入方策 ・ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化 ・ 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用 ・ 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整 ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化 ○ 自治体支援 ・ 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実 ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化 ○ 避難所運営 ・ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置 ・ 避難所における生活用水の確保 ・ トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮 ・ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化 ・ 保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化 ○ 物資調達・輸送 ・ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保 ＜その他各省庁における振り返り＞ ○ 長時間継続する津波の見通し等に関する解説 ○ より実態に即した液状化リスク情報の提供 ※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等にに取り組んでいく。
関連する法令の改正を踏まえた修正 ＜活動火山対策特別措置法の改正＞ ○ 活動火山対策の強化 ・ 火山調査研究推進本部の設置 ・ 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及 ・ 登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮 ＜医療法の改正＞ ○ 災害支援ナースの充実・強化 ＜水防法及び気象業務法の改正＞ ○ 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施 ＜災害対策基本法施行令の改正＞ ○ 緊急通行車両確認標章等の事前交付	

出典：内閣府資料

2-2 地方公共団体の首長、職員に対する研修内容の充実

迅速かつ的確な災害対応は、地方公共団体の首長や防災担当職員の知識と経験によるところが大きい。このため、内閣府においては「危機事態に迅速・的確に対応できる人」や「国・地方のネットワークを形成できる人」を目指すべき人物像とした人材育成を行うために、平成25年度から地方公共団体の職員等を対象とする「防災スペシャリスト養成」に資する研修を企画・運営している。

令和6年度は、法令制度等の防災基礎から指揮統制等の防災マネジメントに至る防災業務全般の知識・技術を習得する「有明の丘研修」を、9月から11月期と12月から3月期にオンデマンド形式の座学と集合形式（対面）の演習で実施した。なお、令和6年度は、一部コースで職位別演習を実施するとともにテスト内容を見直すなど、より知識を習得・定着できるようにした。

また、地域特性による災害対応の課題を踏まえた地域防災力の向上を目的とし、都道府県及び内閣府の共催で実施している「地域研修」を全国6か所で実施した。なお、令和6年度は、地域のニーズが多い研修テーマに関する「標準カリキュラム（案）」を作成するとともに次年度の募集時期を大幅に前倒しするなど、より都道府県が応募しやすいものとした。

くわえて、災害対応の現場で防災業務を行う応援職員等が、短時間に担当業務の基礎的な知識を習得するための「災害対応eラーニング」については、令和6年8月に「遺体の取扱い」を公開するとともに、引き続き、「避難所開設・運営」、「住家被害認定調査・罹災証明書交付」、「避難情報の判断・伝達」、「災害廃棄物処理」の4テーマの運用を行った。

これら研修の企画・運営に当たっては、防災関連の有識者からなる「防災スペシャリスト養成」企画検討会を開催し、社会情勢・ニーズ等を踏まえた助言を勧告しながら研修内容等の見直しと拡充を図った。

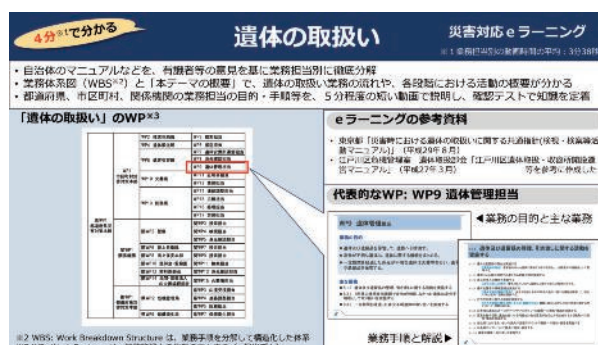
大規模な災害発生時は、地方公共団体の首長や危機管理・防災責任者等が国や他の地方公共団体等と密接に連携しながら迅速かつ的確な災害対応を図る必要がある。このため、全国の市区長・町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を内閣府及び消防庁の共催で実施し、災害発生時に十分なリーダーシップを発揮し、災害危機管理における対応力の向上に資する支援を行った。また、都道府県の部局長・危機管理監等を対象とした「防災・危機管理特別研修」や市町村の危機管理・防災責任者を対象とした「自治体危機管理・防災責任者研修」を内閣官房、内閣府及び消防庁の共催で実施し、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を深め、平時から「顔の見える関係」の構築を図った。



「有明の丘研修」の様子



「地域研修（奈良県）」の様子



「災害対応eラーニング」（遺体の取扱い）



「全国防災・危機管理トップセミナー」の様子

2-3 指定緊急避難場所と指定避難所の確保

「指定緊急避難場所」とは、津波や洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所を位置付けるものであり、「指定避難所」とは、避難した住民等を災害の危険性が無くなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設となっている。

東日本大震災時においては、避難場所と避難所が必ずしも明確に区別されておらず、そのことが被害拡大の一因ともなった。このため、内閣府は平成25年に災害対策基本法を改正し、市町村長は指定緊急避難場所及び指定避難所を区別してあらかじめ指定し、その内容を住民に周知（公示）しなければならないこととした。令和6年11月1日現在の指定緊急避難場所の指定状況は図表2-3-1のとおりとなっている。

図表 2-3-1 指定緊急避難場所の指定状況

	指定緊急避難場所の指定状況							
	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
指定箇所数 (箇所)	72,230	67,396	24,689	87,866	40,037	42,885	37,727	10,386

出典：内閣府・消防庁「指定緊急避難場所の指定の促進及び適切な指定について」別紙1 指定緊急避難場所の指定状況（令和6年11月1日現在）を基に内閣府作成（それぞれの区分毎に複数回答あり）

また、指定緊急避難場所は国土地理院が管理するウェブ地図「地理院地図」で閲覧できるようにしている。

（参照：<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html>）



内閣府は、消防庁とともに、地方公共団体に対して指定緊急避難場所の指定等を促しているところである。また、災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することとなっているため、案内板等を整備又は更新する際は、避難者が明確に判断できるように制定した「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z 9098）（平成28年3月）」にならひ表示するように全国の地方公共団体に呼び掛けている（図表2-3-2）。なお、災害種別避難誘導標識システムの国際規格（ISO22578）が令和4年2月に発行された。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/zukigo/index.html>）



図表 2-3-2 災害種別避難誘導標識システムによる案内板の表示例

ひなんばしょ 避難場所 Evacuation area

ちゅうおうビル 2F 中央ビル 2F Second floor of the center building

- ・避難場所を表す図記号（必須）
- ・災害種別一般図記号（必須）
- ・適不適表示マーク（適しているものに“○”を、不適には“×”を示す。）
- ・避難場所であることを記載（避難場所の名称記載例）
- ・外国語併記が望ましい（英語併記の例）

出典：内閣府資料

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所に加え、指定避難所だけでは避難所が不足する場合等に備えて、協定・届出等による避難所の確保を行うよう、全国の自治体に対して呼び掛けている（令和6年11月1日時点、108,638か所）。

また、避難所をめぐる「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」において、快適なトイレ環境の確保、温かく栄養バランスの取れた食事の提供等に課題があったとされたことから、スフィア基準等も踏まえ、令和6年12月に「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、同取組指針に基づく「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」と「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定し、公表した。その中では、避難所設置、運営訓練の実施や避難所も含めた自治体における災害物資や資機材の備蓄の推進について規定している。

避難所運営における先進的な取組事例について、令和6年3月に「避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集」を公表した。



2-4 個別避難計画の作成

近年の災害において多くの高齢者や障害者等が被災している。このため、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」(以下「高齢者SWG」という。)の最終取りまとめ等において、自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である個別避難計画の作成を一層推進することにより、高齢者等の円滑かつ迅速な避難を図る必要があるとの指摘を受けた。そして、一部の市町村において作成が進められている個別避難計画について、全国的に作成を推進する観点から、個別避難計画の作成を市町村の努力義務とすることが適当とされた。

高齢者SWGからの提言を踏まえ、災害対策基本法が令和3年5月に改正・施行されたことを受け、市町村における個別避難計画の円滑な作成を推進するため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定・公表し、市町村が優先度が高いと判断する避難行動要支援者について、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むことや個別避難計画の作成手順などを示した。

個別避難計画作成の所要経費については、令和3年度に新たに地方交付税措置を講ずることとされ、令和7年度においても引き続き講ずることとされている。

個別避難計画を作成する市町村により、災害の態様やハザードの状況、気候に加え、人口規模、年齢構成、避難先の確保状況など、地域の状況が異なり、個別避難計画の作成に当たって課題となる事柄は様々である。

このため、個別避難計画作成モデル事業を通じて、令和6年度71自治体(令和3年度以降延べ235自治体)を支援し、個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築して、全国の自治体に対し、計画作成のプロセス及びノウハウの共有を図った(図表2-4-1)。

図表 2 - 4 - 1 令和 6 年度個別避難計画作成モデル事業について

令和 6 年度個別避難計画作成モデル事業について

1. 都道府県を対象とした加速化促進事業の実施

都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県による市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し普及を図る。

・ 14自治体

〔北海道、秋田県、山形県、茨城県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、富山県、滋賀県、
京都府、奈良県、佐賀県、長崎県〕

2. 都道府県個別避難計画推進会議の開催

全国都道府県の担当者の出席を得て、先進事例等の紹介、各都道府県の作成状況、市町村の取組状況を共有し、都道府県による市町村支援の促進を図る（年度内 4 回開催）。

・ 第 1 回 6 月 14 日実施 ・ 第 2 回 9 月 4 日実施 ・ 第 3 回 11 月 12 日実施※ ・ 第 4 回 3 月 7 日実施
※対面とオンラインの併用による開催

3. ピアサポート（サポーター等派遣）

先導的に取り組んでいる自治体職員をサポーターとして全国の自治体に派遣し、抱えている課題に対し、助言等を行い作成につなげる。

・ 57自治体

4. 普及啓発（内閣府において実施）

内閣府において、事業の成果について自治体、関係団体への更なる普及啓発、情報共有の促進を図る。

・ ポータルサイトを開設し、関係通知、取組事例、様式、自治体が実施した研修の記録動画などを掲載

出典：内閣府資料

令和 6 年度からは、個別避難計画推進全国協議会を開催し、防災、福祉、保健等の関係者との協力の下、自治体における個別避難計画作成の取組の加速化を図っている（図表 2 - 4 - 2）。

また、「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」の取りまとめでは、実施すべき取組として、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者自身やその家族の安全が優先されること、屋内安全確保も避難であること、自宅が安全な場合に避難行動要支援者は自宅にとどまることができること、避難支援等実施者が避難支援等を実施できない場合であって現に要支援者が救助を必要としている場合には消防機関等に救助を求める連絡ができることに留意が必要であることなどが示された。

図表 2-4-2 「令和6年度個別避難計画推進全国協議会」の開催について

「令和6年度個別避難計画推進全国協議会」の開催について（令和7年1月8日開催）

1. 構成団体・オブザーバー一覧

【構成団体】

(社福)全国社会福祉協議会
 全国自治会連合会
 全国保健師長会
 (一社)日本介護支援専門員協会
 日本障害フォーラム
 (公財)日本消防協会
 (NPO法人)日本相談支援専門員協会
 (一財)日本防火・防災協会

【オブザーバー】

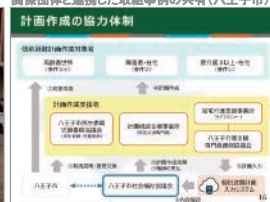
全国知事会、全国市長会、全国町村会

2. 令和6年度個別避難計画推進全国協議会の様子

構成団体の発言



関係団体と連携した取組事例の共有(八王子市)



内閣府より、都道府県単位、市町村単位の団体や組織への取組推進に係る呼び掛けをしていただきたい旨、要請した。

3. 構成団体からの発言概要

○(社福)全国社会福祉協議会

個別避難計画策定だけでなく、顔の見える関係を日頃から作っていくことが大変重要。

○全国自治会連合会

全国の社会福祉協議会の皆さんと一緒に、活動を進めていきたい。

○全国保健師長会

医療機関との連携が重要。実効性のある計画作成につながるよう、皆さまと協力していきたい。

○(一社)日本介護支援専門員協会

協会内にある災害対策特別委員会でも議論されている。我々ができることをぜひ協力させていただければ。

○日本障害フォーラム

障害者が、お客様（単に支援の対象）ではなく、当事者を加えた計画づくりが大事。

○(公財)日本消防協会

消防団員の実際の知識がこの計画の作成に有効なものではないか。

○(NPO法人)日本相談支援専門員協会

個別避難計画を作成するための研修を、4年ほど前から始めた。微力ながら続けていきたい。

○(一財)日本防火・防災協会

協会が発行している総合情報誌に「個別避難計画の取組の現状について」を掲載し、普及啓発活動を行っている。

出典：内閣府資料

また、令和5年1月に作成した、個別避難計画の作成に取り組む市町村職員や関係者に作成手順の例を分かりやすくまとめた「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」の見直しを行い、避難行動要支援者が最寄りの避難先や自宅の災害リスクを知ることが避難の可能性を高めるものであることなどの観点について追補を行った。これらの取組により、避難行動要支援者の避難の実効性を確保し、個別避難計画の全国的な作成推進を図った。

(参照：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r6kohou.html>)



2-5 被災者支援の充実に向けた検討

より効率的で質の高い被災者支援の実現に向け、有識者と継続的に議論を行い、実現可能なものから実行に移すなど、充実強化について取り組んでいる。災害ケースマネジメントとして一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組もその一つである。例えば、これまで先進的な地方公共団体の事例をまとめた「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」の作成や、被災経験の有無を問わず、地方公共団体が災害ケースマネジメントを実施できるよう、標準的な手法をまとめた「災害ケースマネジメント実施の手引き」の作成、防災基本計画への災害ケースマネジメントの位置付け等を行ってきた。

令和6年度は、災害ケースマネジメントの普及・啓発を図るために、全国の自治体と連携した説明会や平時からの体制構築を目的としたモデル事業を行うとともに、国レベルでも全国協議会を立ち上げ、関係者間の顔の見える関係性の構築を図っている。

(参照：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>)



令和7年度以降も引き続き、事例集や手引きを活用し、地方公共団体職員・福祉関係者・NPO等の幅広い関係者を対象とした説明会やモデル事業を実施するほか、全国協議会を活用し、知見の共有を図るなど、災害ケースマネジメントの普及に向けて取り組んでいく。

2-6 防災におけるデジタル技術の活用等

(1) 災害時の情報の集約化

災害発生時には、国・地方公共団体、民間企業の各機関がそれぞれ収集している、被害状況や避難者の動向、物資の状況などの情報を共有することが重要である。このため、平成29年度から「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」を立ち上げ、情報のやりとり等について検討を進めてきた。

(参照：<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/saigaijyohouhub/index.html>)



この検討を踏まえ、令和元年度から、災害時情報集約支援チーム（^{アイサポート}ISUT（Information Support Team））という大規模災害時に被災情報や避難所などの情報を集約・地図化・提供して、地方公共団体等の災害対応を支援する現地派遣チームの運用を開始した。災害現場では、被害状況や災害廃棄物の情報等、時々刻々と変化し、事前にデータで共有する体制が整えられないもの（動的な情報）も存在する。ISUTがそのような情報を収集・整理・地図化し、電子地図を表示するためのサイトである、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）（令和6年4月運用開始）において体系的に整理するとともに、関係機関（行政機関、指定公共機関等）へ共有することで、災害対応機関の迅速かつ的確な意思決定を支援することができる（図表2-6-1）。

これまでISUTは、令和元年東日本台風や、令和6年能登半島地震において、道路規制・通行止め状況、避難所状況、福祉施設状況等の情報を共有するなど、ISUTサイトによる災害対応機関への情報支援を実施した。なおISUTサイトはSOBO-WEBの前身のシステムであり、ISUTが令和5年度まで運用をしていた。

また、ISUTがより迅速かつ効果的な活動を行うため、令和3年度から地図化などの業務の一部について民間事業者へ委託し、体制強化を図るとともにSOBO-WEB等の地理空間情報システムの活用に関する研修プログラムなども実施した。

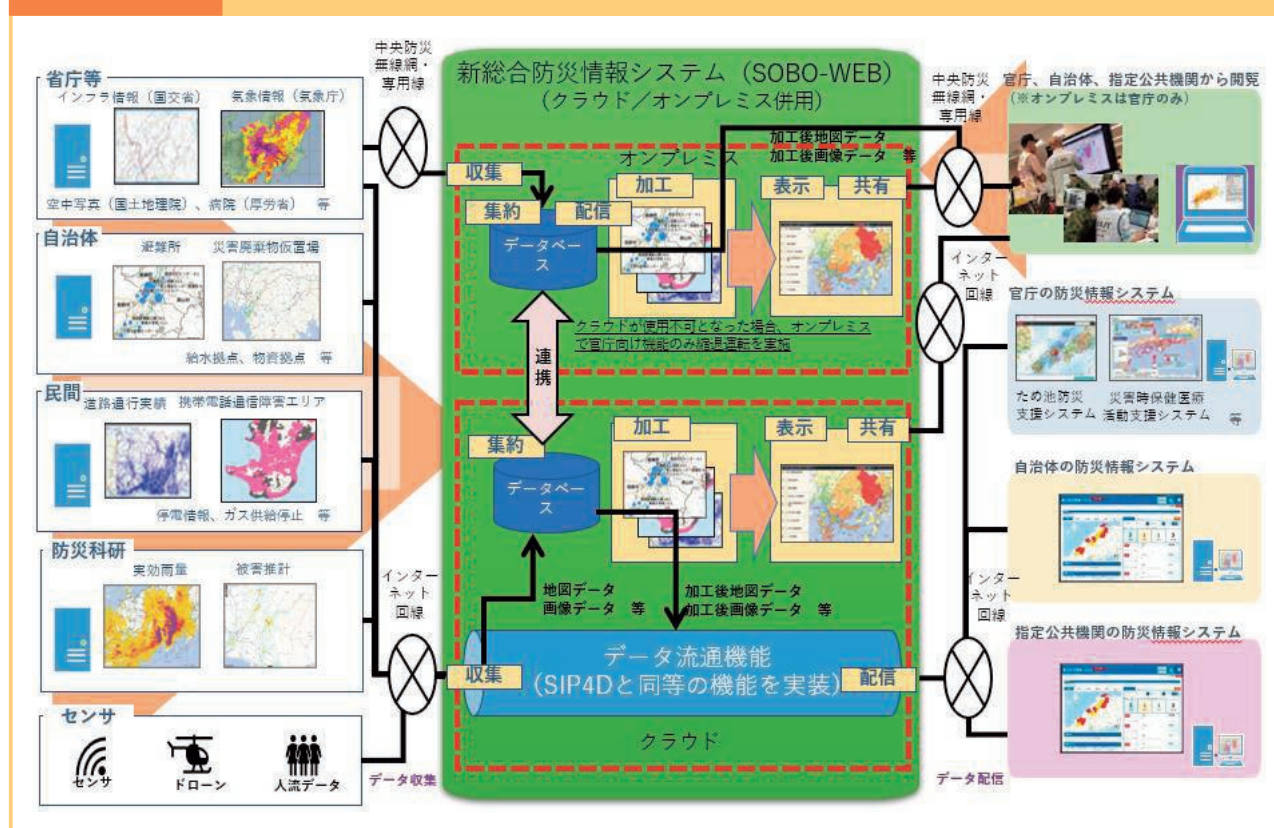
(2) デジタル・防災技術ワーキンググループでの提言を踏まえた対応

内閣府では、令和3年5月に取りまとめられた「デジタル・防災技術ワーキンググループ」の提言を踏まえ、防災DXを進めるため、以下を中心とした各種取組を推進している。

① 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の整備

令和6年4月から運用を開始した新システム（新総合防災情報システム（SOBO-WEB））は、災害情報を地理空間情報として共有し、災害時における災害対応機関の迅速・的確な意思決定の支援を目的としたシステムであるが、更なる情報収集機能等の強化が必要不可欠である本システムにおいては、国立研究開発法人防災科学技術研究所が研究開発の一環として運用しているSIP4D（Shared Information Platform for Disaster Management）の仕組みを踏まえつつ、災害時におけるシステムの冗長性確保等、実用に耐え得るよう実装し、利用対象範囲も中央省庁に加え地方公共団体や指定公共機関まで拡大した。また、情報収集・分析・加工・共有等の機能の実現・強化や他の災害対応機関とシステム連携するため、令和5年度に策定した災害対応機関が共有すべき特に重要な災害情報（災害対応基本共有情報、通称EEI：Essential Elements of Information）の細目案を作成し、関係部局との調整を行った。

図表 2-6-1 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の概要図



出典：内閣府資料

② 「防災IoT」データを活用した災害対応の高度化

災害現場においては、各種カメラや防災ヘリ等による状況確認に加え、ドローン等による空撮なども行われている。これらを含めた各種IoTによる膨大・多様なデータを、被災自治体を含めた各防災関係機関の間において適切に取得・共有するため、データ形式や使用する機器の規格等の技術的な標準手法の整理に資する調査事業を実施し、検証システムを立ち上げ、その有効性について検証を実施した。令和6年度には、調査事業で得られたニーズを踏まえ、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の画像共有機能としてシステム構築を実施し、動画・画像の共有が可能となったことで、災害対応機関間で、特に発災初期の被害状況の把握が迅速に行えるようになった。

③ 防災分野における個人情報の取扱いの検討

従来、自治体ごとの個人情報保護条例において、個人情報の取扱いの定めは様々であった（いわゆる「2,000個問題」）が、デジタル改革関連法により共通ルールが定められ、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が構築された。これを契機とし、令和4年3月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」を開催し、令和5年3月に地方公共団体等が災害対応や、平時の準備において個人情報等の取扱いに疑義が生じることが無いように個人情報の取扱いを明確化した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を策定した。

本指針は、以下の2点を基本的な方針としている。

- 発災当初の72時間が人命救助において極めて重要な時間帯であるため、積極的な個人情報の活用を検討すべきであること。
- 一方で、個人情報の活用においては、個人情報保護法や災害対策基本法にのっとり、個人の権利利益を保護する必要があること。例えば配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等、特に個人の権利利益を保護する必要がある者には十分な配慮が必要であること。

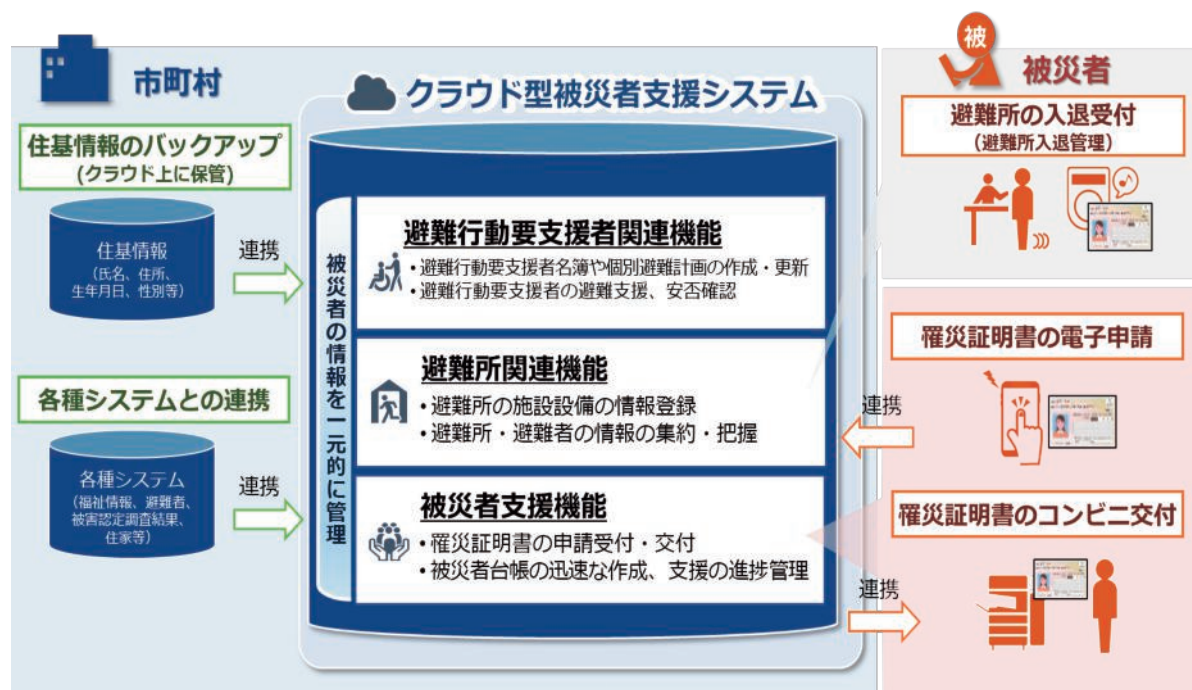
内閣府では、説明会の開催等を通じて当該指針の周知を図っているところであり、引き続き、地方公共団体の防災分野における個人情報の適切な取扱いに向けて取り組む。

(3) クラウド型被災者支援システムの構築

内閣府において、平時からの個別避難計画の作成支援を始め、発災時には住基データをベースとした被災者台帳の作成、マイナンバーカードを活用した罹災証明書等のオンライン申請・コンビニ交付等が可能となる「クラウド型被災者支援システム」を令和3年度から令和4年度にかけて開発し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において参加市町村を募り令和4年度から運用を開始した。

図表 2 - 6 - 2 クラウド型被災者支援システムの概要

クラウド型被災者支援システムの概要



内閣府

CABINET OFFICE GOVERNMENT OF JAPAN

出典：内閣府資料

2-7 自然災害即応・連携チーム会議の開催等

大規模災害発災直後の政府の初動対応と応急対策を迅速・円滑に行うためには、内閣危機管理監を始めとする政府の災害担当局長等が、平時から「顔の見える関係」を構築し、適切な役割分担と相互の連携協力を図ることが重要である。

このため、関係者間の情報交換・共有を図る会議として、「自然災害即応・連携チーム会議」を開催している。また、これまで平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風といった大規模災害発生時には、政府として、被災者の生活支援を更にきめ細かく、迅速かつ強力に進めるため、内閣官房副長官（事務）の下に各省横断の被災者生活支援チームを開催してきた。このチームを通じ、電力や水道の早期復旧、被災者ニーズの把握はもとより、水、食料、段ボールベッド、パーティション等のプッ

シュ型支援、避難所生活の環境整備、被災自治体への職員派遣、住まいの確保など、必要が生じる事柄を先取りし、関係省庁が一体となって、被災地の生活と生業の再建に向けた対策パッケージを取りまとめるなど、被災者の生活支援を政府一丸となって迅速に進めてきた。

これらの経験を踏まえ、令和2年度から、今後大規模災害が発生した場合には被災者の生活・生業の迅速・円滑な再建支援のために「被災者生活・生業再建支援チーム」を設置することを防災基本計画に明記し、その設置をルール化した。

令和6年能登半島地震においては、1月1日に令和6年能登半島地震非常災害対策本部が設置されたことを踏まえ、翌1月2日に被災者生活・生業再建支援チームを設置し、被災地の生活と生業の再建に向けた検討を行った。

2-8 災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進

船舶活用医療（災害時等において船内で医療活動を行うこと）に関しては、従来から政府において、調査研究や既存船舶を活用した実証訓練が実施されてきた。

令和3年に議員立法により「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」（令和3年法律第79号）が成立し、令和6年6月に施行された。

同法は、災害時等に備え、船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を目的とするものであり、陸上医療との役割分担・連携協力や災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有、人員の確保等を基本方針として挙げ、また、内閣に船舶活用医療推進本部を設置すること等を定めている。政府は令和7年3月には同法第6条の規定に基づき、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を総合的かつ集中的に推進するため、「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画」を閣議決定した。また、船舶活用医療を実施するに当たっての手順等を定めた活動要領を策定した。引き続き、同計画に定められた内容を前提とし、関係府省庁が連携し、政府一体となって取り組んでいく。

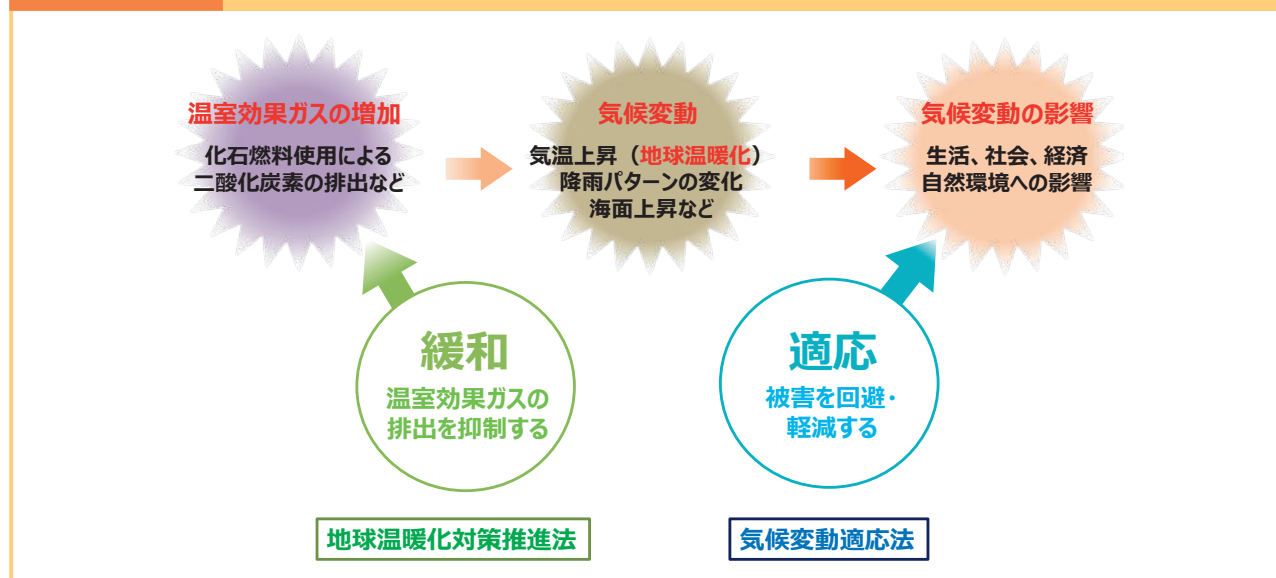
2-9 気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策

（1）緩和策と適応策は気候変動対策の車の両輪

近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が世界各地で現れており、気候変動問題は人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている。今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や大雨のリスクは更に高まることが予測されている。

2050年ネット・ゼロ実現に向けて気候変動対策を着実に推進し、気温上昇を1.5℃程度に抑えられたとしても、極端な高温現象や大雨等の発生リスクは増加すると予測されていることから、現在生じている、又は将来予測される被害を回避・軽減するため、適応の取組が必要となる（図表2-9-1）。

図表 2 - 9 - 1 適応と緩和の関係



出典：環境省資料

(2) 気候変動適応計画の推進

気候変動適応の法的位置付けを明確化し、一層強力に推進していくため、平成30年6月13日に気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「適応法」という。）が公布され、同年12月1日に施行された。

令和2年12月には、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、「気候変動影響評価報告書」を公表した。令和5年4月には、政府一体となった熱中症対策の推進のため、適応法が改正され、同年5月には「熱中症対策実行計画」の策定と「気候変動適応計画」（以下「適応計画」という。）の一部変更（「熱中症対策実行計画」の基本的事項の追加）について閣議決定し、令和6年4月に全面施行された。

また、関係府省庁により構成される「気候変動適応推進会議」において、適応計画に基づく施策の短期的な進捗管理方法について確認した。その方法に基づき、分野別・基盤別施策に関する取組状況やKPI（政府の適応に関する取組の短期的な進展を確認することを目的とし、目標や効果につながる施策の達成度合いを、可能な限り定量的に測定するための重点的な指標）の実績値を把握し、適応計画のフォローアップ報告書として令和6年10月に公表した。

（参照：<http://www.env.go.jp/earth/tekiou.html>）



(3) 「気候変動×防災」「適応復興」の取組

環境省及び内閣府は、令和2年6月に気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携して取り組む戦略である「気候危機時代の『気候変動×防災』戦略」を公表した（図表2-9-2）。

環境省では、各分野の政策において気候変動対策と防災・減災対策を包括的に講じていく「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にしていくため、令和3年10月に改定した適応計画でも考え方を盛り込むとともに、原形復旧にとらわれず土地利用のコントロールを含めた気候変動への適応を進める「適応復興」の取組を促進するための地方公共団体向けの「できることから始める『気候変動×防災』実践マニュアルー地域における気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策のためにー」（以下「マニュアル」という。）を令和6年3月に公表した。また、令和6年度は気候変動適応広域協議会においてマニュアルを紹介するなど、地方自治体に対して周知を行った。

（参照：https://www.env.go.jp/earth/earth/tekiou/page_01311.html）



図表 2-9-2 「気候危機時代の『気候変動×防災』戦略」概要

気候危機時代の「気候変動×防災」戦略（共同メッセージ）概要			令和2年6月30日
【自然要因】 ・気候変動により気象災害が激甚化・頻発化しており、今後も大雨や洪水の発生頻度の増加が予測される ・これまでの想定を超える気象災害が各地で頻繁に生じる時代を迎えた		【社会要因】 ・人口減少と少子高齢化による避難行動要支援者増加と支援世代減少 ・都市への人口集中による災害リスクの高まり ・感染症と自然災害が同時に発生する複合リスク	
・気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策が必要 ・SDGsの達成も視野に入れながら、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させて取り組む戦略を示す			
気候変動×防災の主流化			
・気候変動と防災は、あらゆる分野で取り組むべき横断的な課題である。 ・気候変動のリスクを可能な限り小さくするため、温室効果ガスを削減する緩和策にも取り組む。 ・各分野の政策において「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にしていこうと追求する。			
課題	方向性	今後の取組例	
策の構築に 脱炭素で 防災力の 高い社会 に向けた 包括的な 対応	・あらゆる主体が、各分野で、様々な手法により、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施 ・「災害をいなし、すぐに興す」社会の構築 ・土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想を持って対応	・東京等に過度に集積する人口、産業等の地方分散の推進 ・気候変動を踏まえた基準や計画に基づくインフラ施設の整備 ・災害危険エリアになるべく住まわせない土地利用、災害リスクに適応した暮らし ・古来の知恵に学び、自然が持つ多様な機能を活用して災害リスクの低減等を図る「グリーンインフラ」や「生態系を活用した防災・減災」の本格的な実行 ・デジタル時代の社会変革（テレワーク等）の有効活用 ・避難所等での感染症や熱中症のリスクへの対応 ・再生可能エネルギーの導入加速化など脱炭素社会への移行	
	個人、企業、地域の意識改革・行動変容と緊急時の備え、連携の促進	・「自らの命は自らが守る」自助・「皆と共に助かる」共助の意識の促進、適切な防災行動、あらゆる主体が連携・協力する災害対応の促進	・避難行動を促すための意識改革、行動変容のための取組 ・気象災害の激甚化も念頭に、地区防災計画、避難行動要支援者の個別計画、企業の事業継続計画等の策定推進 ・地域レベルで多世代が気候変動と防災を学び、災害に備える環境づくり ・治水に係る連携、地域の企業から住民への避難場所の提供、災害廃棄物の収集・運搬をはじめとする被災者支援活動における官民を超えた多くの関係者の連携
海外展開の推進	・パリ協定、仙台防災枠組及びSDGsを「『気候変動×防災』の三位一体」として同時達成	・防災に関するわが国の技術やノウハウを用いた各国の防災力向上への貢献 ・アジア防災センターやアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォームを通じた国際的な適応の取組の強化、プラットフォーム間の連携の推進	

出典：内閣府・環境省資料

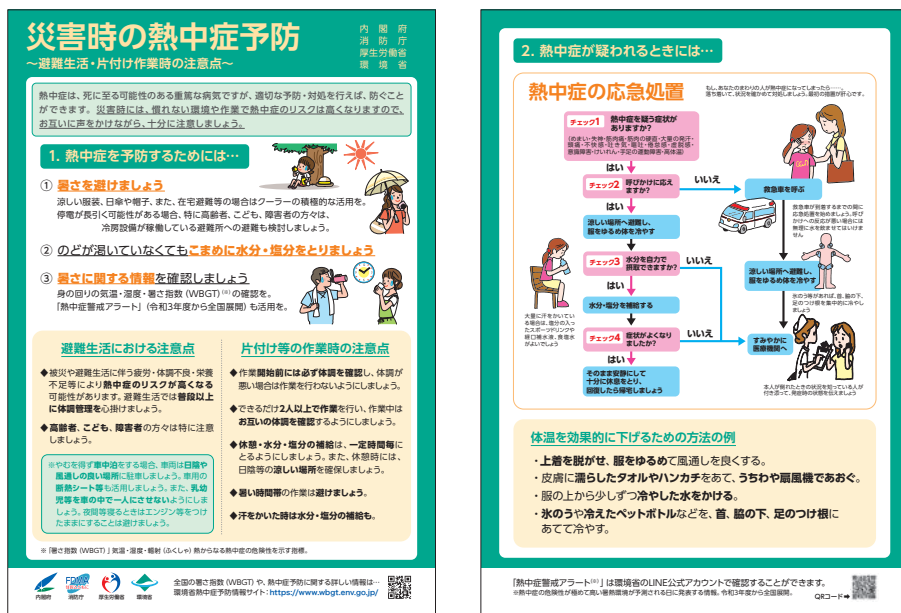
(https://www.bousai.go.jp/pdf/0630_kikohendo.pdf)



(4) 災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策

夏季に自然災害が発生した場合、被災直後のインフラ障害や物資の不足等により、避難生活や片付け作業において熱中症のリスクが高まることが考えられる。このため、環境省・内閣府・消防庁・厚生労働省・気象庁が連携し、災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策に関するリーフレットを令和3年3月に作成した（令和5年5月改訂）。令和6年度においても、夏季を迎えるに当たって、6月に地方公共団体への周知等を行った（図表 2-9-3）。

図表 2 - 9 - 3 災害時の熱中症予防リーフレット



出典：環境省ホームページ
(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_in_disasters.pdf)



第3節 発生が危惧される災害種別ごとの対策

3-1 地震・津波災害対策

(1) 南海トラフ巨大地震対策の検討

南海トラフ巨大地震対策については、平成26年3月に作成した南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下本項において「基本計画」という。）等に基づき、国や地方公共団体、民間事業者等が連携し、重点的に進めてきたところであるが、令和6年3月には、基本計画の作成から10年が経過することから、基本計画の見直しに向けた検討を開始した。

令和7年3月には、地震学や地震工学等の有識者で構成される「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」において、最新の科学的知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定等の計算手法等の技術的な検討結果を取りまとめた。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/kento_wg/index.html）



さらに、同月、中央防災会議防災対策実行会議の下「南海トラフ巨大地震防災対策検討ワーキンググループ」において、基本計画に掲げた防災対策の進捗状況の確認と課題の整理、「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」で検討した新たな計算手法と、防災対策の進捗を踏まえた被害想定の見直しなど、今後推進すべき新たな対策の検討結果を取りまとめた。取りまとめに当たっては、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」の検討結果を踏まえた。また、令和6年8月8日の日向灘を震源とする地震に伴う南海トラフ地震臨時情報の発表を受けての防災対応に関する検証を行い、改善方策を取りまとめた。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg_02/index.html）



図表 2-9-4 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書 概要



出典：内閣府資料

(2) 首都直下地震対策の検討

首都直下地震の防災対策については、平成26年3月に作成、平成27年3月に変更（平成27年から10年間の減災目標、施策の具体目標を設定）した首都直下地震緊急対策推進基本計画（以下本項において「基本計画」という。）等に基づき、国や地方公共団体、民間事業者等が連携し、重点的に進めてきたところであるが、令和7年3月には基本計画における減災目標等の設定から10年が経過することから見直しに向けた検討を進めている。

令和5年12月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置した「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」において、基本計画に掲げた防災対策の進捗状況の確認と課題の整理、最新の知見を踏まえた被害想定の見直しを実施するなど、今後推進すべき新たな対策の検討を進めている。これに先立ち、「首都直下地震モデル・被害想定手法検討会」において、震度分布や津波高、被害想定に係る新たな計算手法について検討した。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/taisaku_wg_02/index.html）



また、大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策については、ガイドラインを策定して（平成27年3月）、原則3日間の一斉帰宅抑制を基本原則とする対策に取り組んでいる。一方、近年の社会状況の変化等を受け、令和6年7月にガイドラインを改定し、「帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供の在り方」と「一斉帰宅抑制後の帰宅場面における再度の混乱発生の防止」の2つの観点を加えた。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/index.html>）



(3) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策の検討

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の防災対策については、令和2年4月に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、令和3年12月には最大クラスの地震・津波による人的・物的・経済的被害想定結果を、令和4年3月には被害想定を踏まえた防災対策を取りまとめた。このワーキンググループの報告を受け、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）の下、令和4年9月には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策を推進すべき地域等の指定を行うとともに、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」（以下本項において「基本計画」という。）を変更した。

また、日本海溝・千島海溝沿いでは、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した後、続いて発生する大規模な地震（後発地震）の事例なども確認されていることから、後発地震への備えとして、令和4年11月に「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」を公表するとともに、令和4年12月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用を開始した。

令和5年5月には、実際に発災した場合に備えて、警察・消防・自衛隊の救助部隊の活動拠点等をあらかじめ明確にし、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件も踏まえながら、速やかに救助活動等を実施できるようタイムラインを明示した「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を作成した。

今後、基本計画に定められた減災目標の達成に向けた防災対策や、北海道・三陸沖後発地震注意情報の性質や内容を踏まえた適切な防災行動の普及・啓発に取り組み、関係地方公共団体等と連携しながら、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策を引き続き推進していく。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/WG/index.html）



(4) 中部圏・近畿圏直下地震対策の検討

過去の地震事例によると、西日本においては、活断層の地震により甚大な被害をもたらされた事例や、南海トラフ地震の前後に活動が活発化した事例があり、府県を越えて市街地が広がっている中部圏・近畿圏で大規模地震が発生した場合の被害は甚大かつ広域にわたると想定される。

この中部圏・近畿圏直下地震については、平成16年から平成20年にかけて、中央防災会議の下、被害想定や防災対策の検討・取りまとめが行われたが、その後に発生した平成23年の東日本大震災の教訓や最新の知見を踏まえ、見直しを行う必要がある。

このため、令和4年11月に地震学や地震工学等の有識者で構成される「中部圏・近畿圏直下地震モデル検討会」を内閣府で開催し、現時点の最新の科学的知見を踏まえ、従来の中部圏・近畿圏直下地震モデルを見直し、あらゆる可能性を考慮した新たな地震モデルを構築するための検討を進めている。本検討会で、中部圏・近畿圏直下地震が発生した場合に想定される震度分布等の推計を行った後、被害想定や防災対策の検討を行う予定である。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/chubu_kinki/kentokai/index.html）



【コラム】

「南海トラフ地震臨時情報」と「北海道・三陸沖後発地震注意情報」

南海トラフ沿いでは、規模の大きな地震が発生した後、その地震に引き続いて大規模地震（後発地震）が発生した事例が確認されている。例えば、1854年の安政東海地震の約32時間後に安政南海地震が、1944年の昭和東南海地震の約2年後の1946年に昭和南海地震が発生した。このため、後発地震への注意を促す情報として「南海トラフ地震臨時情報」の運用を令和元年5月31日から開始した。

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始したことをお知らせする「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、有識者による「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の評価結果に応じて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表される。「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合には、その後、政府や自治体からあらかじめ指定された地域の住民等に対して1週間の事前避難などの防災対応が呼び掛けられる。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/index.html>）



令和6年8月8日に日向灘を震源とするモーメントマグニチュード7.0の地震が発生し、運用開始以降、初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された。臨時情報の発表を踏まえ、政府としては、日頃からの地震への備えの再確認やすぐに逃げられる態勢の維持など、1週間の「特別な注意」の呼び掛けを行った。政府、自治体及び事業者等の臨時情報発表時の一連の対応や社会の反応等を振り返り、今後の臨時情報発表時の防災対応に生かすべく、「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において検証を行い、令和6年12月20日に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策」を取りまとめた。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/rinji_kaizen241220.pdf）

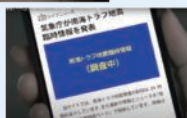


南海トラフ地震臨時情報の内容や必要性の理解を広めるため、映像資料や冊子を作成し、公表・配布など積極的に各媒体と連携し周知

映像資料



地震・津波発生後の南海トラフ地震臨時情報の発表状況やその内容、事前避難等の必要な防災対応についてドラマ形式で解説



リーフレット



南海トラフ地震臨時情報の内容や地震の発生に備えるための準備などをリーフレットでコンパクトに解説



14言語※に翻訳（R7.2）し、より多くの方に臨時情報の理解を促進。

※英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語

マンガ冊子



南海トラフ地震が発生した場合に必要な行動や事前準備、南海トラフ地震臨時情報の内容についてマンガで解説



近畿・四国・九州版



中部・関東版

各媒体との連携



ラジオ番組、CM等

「南海トラフ地震臨時情報」と同様に後発地震への注意を促す情報として、令和4年12月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用を開始した。この情報は、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその領域に影響を与える外側のエリアで発生した場合に発表される。この際、防災対応をとるべきエリアの市町村においては、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」と同様に、地震発生後1週間、後発地震の発生に注意し、揺れを感じた際や津波警報等が発表された際に直ちに避難できる態勢の準備を行う、日頃からの備えを再確認するなど、地震への備えを徹底するよう呼び掛けられる。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/index.html）



「南海トラフ地震臨時情報」も「北海道・三陸沖後発地震注意情報」も、大規模地震の発生可能性が平時と比べて相対的に高まっていることをお知らせするものであり、特定の期間中に大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではないが、一人でも多くの人の命を救うためには、後発地震への注意を促す情報を発表し、地震発生に備えた防災行動を取ることが重要である。

南海トラフ及び日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震のような大規模地震は、先発地震を伴わず突発的に発生する場合もあることから、揺れ、津波、火災、そして避難後の二次災害等に備えるため、日頃から、

- ・津波等から迅速避難を行うための避難場所・避難経路の確認
- ・大地震が発生したときには家具は必ず倒れるものと考え、家具の固定等の転倒防止対策の確認
- ・電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合を想定し、飲料水、食料品等の避難生活等に備えた備蓄・装備の確認

等を徹底することが重要であり、これらの日頃からの地震への備えが後発地震への注意を促す情報が発表された際の備えにつながる。

地震の発生に備えよう

☐ 家具の固定 	☐ 非常用 持ち出し袋の準備 	☐ 水や食料の備蓄
☐ 避難場所や 避難経路の確認 	☐ 感震ブレーカーの設置 コンセントタイプ 分電盤タイプ（後付型）	☐ 建物の耐震化

自らの命、大切な人の命を守るために、今から準備しておきましょう

3-2 風水害・土砂災害対策

(1) 首都圏等における洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難の検討

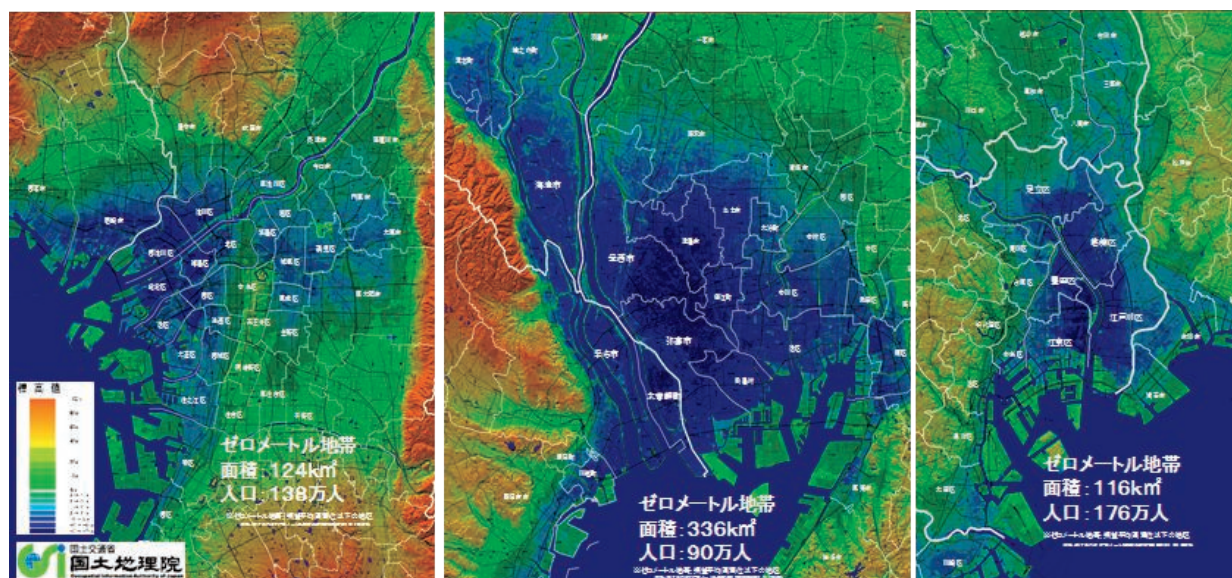
地球温暖化に伴い、勢力がより強い台風の割合が増えること等が懸念され、今後、大規模広域避難が必要となる大規模水害が発生するおそれが予測されている。また、我が国の三大都市圏には「ゼロメートル地帯」が広く存在しており、堤防の決壊等により大規模水害が発生した場合には、多数の住民が避難することによる大混雑の発生や、逃げ遅れによる多数の孤立者の発生が予想されている（図表3-2-1）。

このことから、平成28年6月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置した「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において、三大都市圏における洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等について検討が行われ、平成30年3月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられた。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/fusuigai/kozuiworking/>）



図表3-2-1 三大都市圏のゼロメートル地帯



出典：国土地理院ホームページより内閣府作成

同報告を踏まえ、内閣府では、大規模水害時の大規模広域避難の実装に向けて、特に行政機関等関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討することを目的として、平成30年6月に東京都と共同で設置した「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を令和3年度までに7回開催し、令和4年3月に「広域避難計画策定支援ガイドライン（報告書）」を作成した。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/suigaiworking.html>）



令和4年6月には、東京都と共同で、首都圏における大規模水害時の広域避難等を円滑に実施するために、平時から各機関の関係を深めた上で、必要な取組事項等について、それぞれの行動等の具体化を図ることを目的として「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を設置し、同ガイドラインに基づき更なる取組の具体化に向けた検討を進めている。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/kouikihinan.html>）



(2) 盛土の安全確保対策の推進

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、各法律による危険な盛土等への規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、盛土等に伴う災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するための宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月26日に施行された。

盛土規制法の概要は、以下のとおりである（図表3-2-2）。

図表3-2-2 盛土規制法の概要



出典：国土交通省資料

盛土規制法では、都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長（以下本項において「都道府県知事等」という。）が盛土等に伴う災害のリスクのあるエリアを規制区域として指定することとしており、この規制区域内で行う一定規模以上の盛土等は都道府県知事等の許可が必要となる。許可に当たっては、盛土等による災害防止のために必要な工事の技術的基準を設定するとともに、土地所有者の同意や周辺住民への事前周知（説明会の開催等）を要件としている。

また、本法において、盛土等が行われた土地の所有者、管理者又は占有者（以下本項において「土地所有者等」という。）は当該盛土等を常時安全な状態に維持する責務を有している。このため、都道府県知事等は、危険な盛土等については規制区域の指定前に行われたものであっても土地所有者等や原因行為者に是正措置を命ずることが可能であり、命令に従わない場合などには、告発や罰則の対象となる。

このため、本法を所管する国土交通省と農林水産省が示した盛土等に伴う災害の防止に関する基本

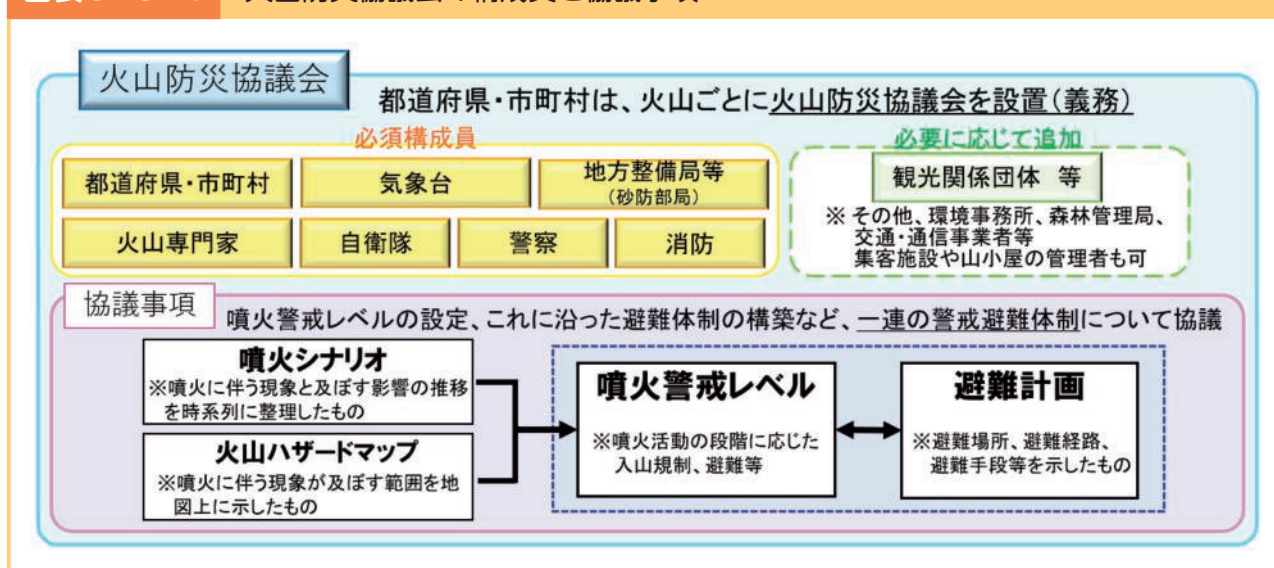
方針、盛土等の安全対策や不適切な盛土等の対処方策をまとめたガイドライン等を踏まえ、地方公共団体により、新たな盛土等の安全性を確保するため、盛土等に伴う災害リスクのあるエリアの調査により規制区域の指定を進めるとともに、既存の盛土等の分布や安全性の把握調査、安全対策の取組の推進、地域住民等による盛土等の認識・通報を通じた不法・危険盛土等の未然防止や早期発見・早期対応等により、盛土等に伴う災害の防止に取り組んでいる。

3-3 火山災害対策

我が国は、111の活火山を抱える世界有数の火山国である。火山は、私たちの生活に恵みを与えてくれる一方で、噴火に伴って発生する火砕流や大きな噴石等の現象は、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険の高い災害をもたらすおそれがある。

平成26年の御嶽山噴火では、火口周辺で多数の死者・負傷者が出るなど甚大な被害が発生したことから、火山活動の変化をいち早く捉え、伝達することが重要であること、住民のみならず、登山者も対象とした警戒避難体制の整備が必要であり、そのためには、専門的知見を取り入れた火山ごとの検討が必要不可欠であることなど、火山防災対策に関する様々な課題が改めて認識された。この災害の教訓等を踏まえ、平成27年に活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）が改正され、火山地域の住民だけでなく登山者の安全確保についても明記されるとともに、警戒避難体制の整備などのソフト対策の充実も図られ、これまで講じられてきたハード対策と合わせて、より総合的に活動火山対策を進める法律となった。本改正によって、火山災害警戒地域に指定された地方公共団体（令和6年度現在、23都道府県179市町村）が、火山地域の関係機関等で構成される「火山防災協議会」において検討された「火山単位の統一的な避難計画」に基づき、警戒避難体制の整備に関する具体的かつ詳細な事項を地域防災計画に定めること、集客施設など不特定多数の利用者がいる施設や要配慮者が利用する施設等のうち、市町村が指定する施設（避難促進施設）の所有者等に対して、施設利用者の円滑な避難を確保するため、「避難確保計画」の作成や計画に基づく訓練の実施等を義務付けることなどが規定された（図表3-3-1）。

図表3-3-1 火山防災協議会の構成員と協議事項



出典：内閣府資料

令和5年には、近年の国内火山をめぐる状況に鑑み、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策の更なる強化を図るため、同法が再度改正された。これにより、市町村が火山防災協議会の助言も得ながら、避難確保計画の作成等に必要な情報の提供や助言、その他の援助ができるようになったほか、地方公共団体が登山届を始めとする登山者等の情報提供を容易にするために配慮することや、国や地方公共団体が火山に関する専門人材の育成や継続的な確保に努めることなどについて、規定が強化された。くわえて、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するため、文部科学省に特別な機関として「火山調査研究推進本部」を

設置すること、また、明治44年に日本で最初の火山観測所が浅間山に設置され、観測が始まった8月26日を「火山防災の日」とし、火山防災の日には、火山防災訓練等の行事を実施するように努めることも新たに規定された。この法改正を受けて、中央防災会議からの答申等を踏まえ、令和6年8月に法第2条に基づく「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」を改正するとともに、中之島（鹿児島県十島村）が監視・観測体制の充実等が必要な火山として追加されたことから、鹿児島県及び十島村を新たに火山災害警戒地域として指定した。

このように、活動火山対策を推進するための措置は着実に講じられてきているものの、実際に噴火を経験したことのある職員は限られており、また、火山ごとに想定される噴火の規模や地域の特性などには様々な違いがあることから、各種計画の検討等に課題を抱える地方公共団体等も少なくない。このため、内閣府では、計画検討の具体の手順や留意事項などについて取りまとめた手引きの作成や、地方公共団体等と協働検討することで得られた知見や成果を反映した手引きの改定や取組事例集の作成を行うとともに、地方公共団体等で火山防災の主導的な役割を担った経験のある実務者を「火山防災エキスパート」として火山地域に派遣するなど、全国の火山防災対策の推進に取り組んでいる。

また、「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が令和2年に取りまとめた大規模噴火時における降灰の影響や対策の基本的な考え方等を踏まえ、令和6年度には「首都圏における広域降灰対策検討会」を開催し、その検討を踏まえ、広域降灰対策に係る考え方や留意点等を「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」として令和7年3月に取りまとめた。



浅間火山観測所
出典：気象庁

【コラム】

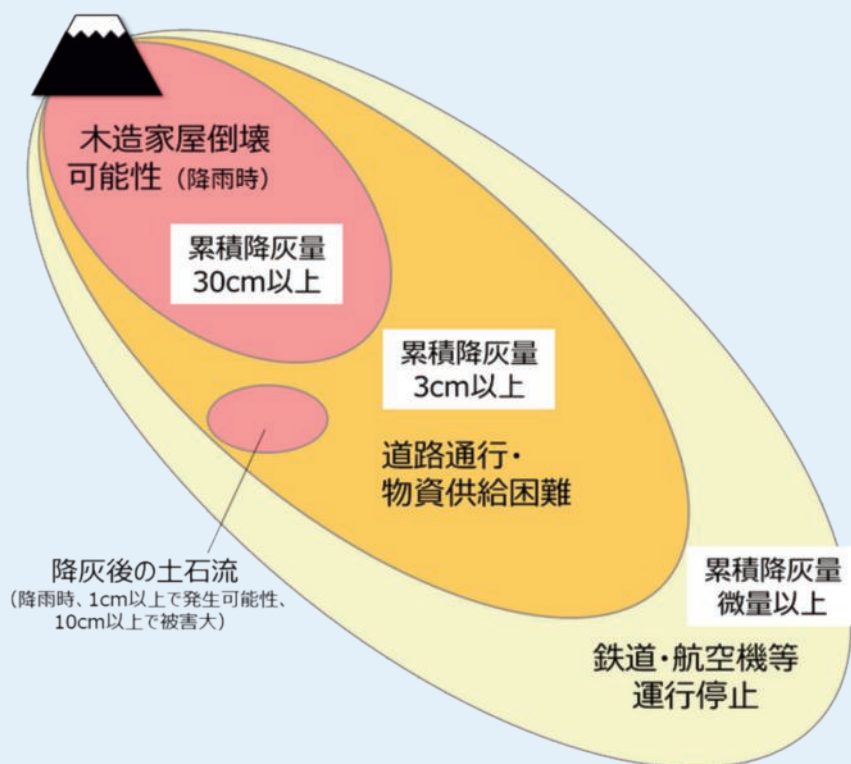
首都圏における広域降灰対策検討会について

富士山で大規模噴火が発生した場合、首都圏を含む地域が広く降灰に見舞われ、国民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすことが懸念される。このため、内閣府では、富士山で大規模噴火が発生した場合の首都圏をモデルケースとして、「首都圏における広域降灰対策検討会」を開催し、その検討を踏まえ、広域降灰対策に係る考え方や留意点等を「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」として令和7年3月に取りまとめた。

本ガイドラインでは、緊急的・直接的な命の危険性は低いという降灰の特徴、首都圏の人口の多さ、予測の不確実性を踏まえ、広域降灰に対する住民の基本的な行動は、「できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続する」ことを基本とすることとした¹。

降灰域内に留まって生活を継続するために、日頃からの十分な備蓄等、自助による対応のほか輸送手段やライフライン等の維持等公的な支援が優先事項となる。また、降灰の状況に応じた対応をとるため、実測の降灰量のみならず降灰の予測も活用することで、早めの対応が可能となる。さらに、火山灰の処理には、仮置場の確保が重要であり、最終的には様々な手段を用いて処理する必要がある。

本ガイドラインを踏まえ、引き続き具体的な地域における対策の検討等を進めるとともに、このような大規模噴火はいつ発生するか分からないことから、住民や関係機関においては、いざという時に備え、実施できる内容から対策を着実に推進していくことが必要である。



降灰分布の概念図

1 生活の継続が困難な場合は、避難の必要性も考慮する必要がある。

首都圏における広域降灰対策ガイドライン（概要）（令和7年3月）

広域降灰対策の基本方針

- **できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続することが基本。**
ただし、**状況によっては直ちに命の危険がある場合*1も想定され、避難等の行動をとる必要がある。**
 - ・生活を継続するため、日頃からの十分な備蓄等が重要
 - ・ライフライン等の復旧や物資輸送を確保
- 降灰の状況に応じて対応を取るため、実測の降灰量のみならず**降灰の予測も活用することで、早めの対応が可能。**
- 火山灰の処理は、仮置場の確保が重要。最終的には様々な手段で処理。

*1・降灰量が30cm以上ある地域の木造家屋
・土石流の危険がある地域
・要配慮者のうち自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等

広域降灰対策の考え方・留意点

- 1. 住民の安全確保**
 - ・できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続。家屋倒壊など命の危険がある場合は避難等の行動。
 - ・日頃から十分に備蓄しておくことが極めて重要。
 - 2. 広域降灰の予測・状況把握*2**
 - ・「対応のトリガーとなる情報」を提供する必要。
*2 降灰予測情報の具体的な内容については、気象庁において検討中。
 - ・被害の様相の閾値である、30cm以上、3cm以上、微量以上、との対応が分かるような「広域降灰の見通しを伝える情報」を提供することが望ましい。
 - ・国及び地方公共団体が連携し、各地の降灰量を測定。
 - 3. 情報の発信・周知啓発**
 - ・広域降灰の可能性が高まった際にその状況に応じた適切な情報発信を実施。
 - ・平時から火山灰から身を守るための対策、備蓄等の周知啓発を実施。
 - 4. 輸送・移動手段**
 - ・各地域の実情に応じて、優先度の高い拠点を検討し、人員・資機材を集中することで、速やかに対応対応に必要な経路を確保。
 - ・平時から人員や資機材の確保、対応訓練を実施。
 - 5. 物資供給**
 - ・自宅等での生活継続のため、食料、衛生用品及び燃料等の物資供給体制を構築。
 - ・防塵マスク・ゴーグルなどの降灰対策用品の供給。
 - 6. ライフライン**
 - ・自宅等での生活継続のため、電力、水道及び通信等のライフラインの迅速な復旧に努める。
 - ・事業者は、施設の保護・点検及び交換用品の備蓄等、平時からの対策。
 - 7. 火山灰の処理**
 - ・火山灰が堆積した場所に応じて、施設管理者（宅地から排出された火山灰は市町村）等がそれぞれ処分を実施。
 - ・仮置場候補地を事前に選定しておくことが望ましく、国や地方公共団体等が連携し、様々な手段を組み合わせる。
 - ・屋外での応急・復旧作業時には、屋外作業員の健康管理についても配慮。
- ※ 引き続き、具体的な地域における対策の検討や、その他の課題の検討の進捗、新しい知見の蓄積等に応じて、更なる充実化を図る。

首都圏における広域降灰対策ガイドライン（概要）（令和7年3月）

降灰量に応じて、各分野で様々な被害が生じる。それら広域降灰時における被害の様相を、4つの「ステージ」に区分し、対策の考え方や留意点等を整理。

<ステージに応じた被害の様相と広域降灰対策の基本的な考え方>

事項	ステージ4	ステージ3	ステージ2	ステージ1
被害の様相 降灰量等	降灰量30cm以上 降灰後土石流が想定される範囲	降灰量3～30cm 被害が比較的大きい	降灰量3～30cm 被害が比較的小さい	降灰量微量～3cm
建物倒壊	木造家屋倒壊の可能性（降雨時）	体育館等の大スパンの大型建物は損壊の可能性		—
輸送・移動、物資・ ライフライン供給	道路通行・物資供給困難 ライフライン影響大（長期化）		道路通行・物資供給困難*1 ライフライン影響小	鉄道・航空機等運行停止 物資供給支障
住民等の*2 基本的な行動	原則避難 噴火直後は、自宅や堅牢な建物に退避	自宅等で生活を継続 （状況に応じ生活可能な地域へ移動）	自宅等で生活を継続	自宅等で生活を継続
通院による人工透析や介護 サービスが必要な人等*3	原則避難	原則避難	自宅等で生活を継続 （状況に応じ医療の対応可能な地域へ移動）	自宅等で生活を継続
輸送・移動手段 及び物資供給	要救助者等がいる場合、 避難・救助を最優先に確保	ライフライン復旧及び物資供給を 最優先に確保	ライフライン復旧・維持を 最優先に確保	除灰等の準備・ 影響ある分野は除灰開始
ライフライン分野の 対応	（域外に避難した地域は、 優先順位低）	障害が長期化・影響が大きい状況か ら、少しでも早い復旧に取り組む	早期の復旧に取り組み、復旧後 は、ライフラインを維持する	影響は一部に留まるため、復旧 及びライフラインの維持に取り組む

*1：一時的に供給困難となることもあるが、応急対応により生活継続が可能な状況。

*2：降灰中で視界が低下する等により屋外での行動が危険を伴う場合は、基本的に自宅等の屋内へとどまる。健康被害防止のため、屋外での行動時にはゴーグル及びマスクの着用等の対策が望ましい。呼吸器疾患等の持病等を持つ人は特に留意。

*3：降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人を想定（例：通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等）。要配慮者のうち、自宅等で生活を継続可能な人は、一般住民と同様の行動をとる。

出典：内閣府（防災担当）（2025）「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」

3-4 雪害対策

我が国は、急峻な山脈からなる弧状列島であり、冬季には、シベリア方面から冷たい季節風が吹き、日本海には南からの暖流があるため、日本海側で多量の降雪・積雪がもたらされる。そのため、屋根の雪下ろし中の転落、雪崩や暴風雪災害のほか、降積雪による都市機能の麻痺、交通の障害といった雪害が毎年発生している。令和6年度においても、大雪等が予想される場合には、関係省庁災害警戒会議を開催するなど、警戒体制に万全を期するとともに、実際に大雪となった場合には、被害状況等を踏まえ、政府一体となって災害応急対策に当たった。

また、過去の雪害事例を踏まえ、降雪による被災経験が少ない市町村であっても迅速かつ的確に降雪対応を実施できるよう、内閣府では、平成31年1月に「市町村のための降雪対応の手引き」（令和6年11月改訂）を作成し、その後も最新の取組等を反映させ、各地方公共団体へ周知を行っている。

また、豪雪地帯においては、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）及び同法に基づき策定する豪雪地帯対策基本計画により、雪害の防除を始めとした総合的な豪雪地帯対策を実施している。国土交通省では令和6年度において、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金により、安全な地域づくりの将来構想の設定及びその実現のための地域のルールや取組を定める地域安全克雪方針の策定、同方針策定に向けた除排雪時の安全対策に係る試行的な取組（地域の除排雪体制の整備、安全講習会の開催、命綱固定アンカーの普及活動、除排雪の自動化・省力化に関する技術の開発導入等）及び同方針に位置付けた地域の除排雪体制の定着に向けた実装化の取組を行う地方公共団体への支援を行っている。

第4節 国際防災協力

4-1 国連などの国際機関を通じた防災協力

我が国は、災害の経験・知識や防災の施策を多く蓄積しており、これらを共有することにより、防災分野で世界の議論をけん引し、世界各国における防災の取組強化に貢献している。特に、平成27年3月に第3回国連防災世界会議を宮城県仙台市で開催したことを踏まえ、そこで採択された「仙台防災枠組2015－2030」（以下「仙台防災枠組」という。）の実施において、主導的な役割を果たすことが世界各国から期待されている。このため、内閣府や外務省においては、国連などの国際機関を通じた防災協力を積極的に推進している。

（1）国連防災機関（UNDRR）を通じた防災協力

仙台防災枠組を推進するため、同枠組の実施に係るモニタリング、調整、各地域や国の支援等を行っている国連防災機関（UNDRR：United Nations Office for Disaster Risk Reduction）の活動を支援するため、令和6年度は内閣府及び外務省が合わせて約733万ドル（約10億2,000万円）を拠出している。

仙台防災枠組の実施期間において中間年となる令和5年に、この枠組みの取組や達成状況を振り返り、後半期に向けた課題などを洗い出す中間レビューが実施され、気候変動の影響等を踏まえた災害リスク分析の強化、防災部局と気候変動部局等の関係機関間の連携、民間投資を含めた防災投資の誘導策の強化、被災地域の増加を踏まえた「より良い復興（Build Back Better）」の経験共有といった取組を一層強化すること等が確認されている。また、世界津波の日高校生サミットや世界津波博物館会議の開催を含め、平成27年に国連総会において日本が採択を主導した「世界津波の日（11月5日）」の普及啓発を行い、世界各国における「津波に対する意識向上のための啓発活動」や「津波対策の強化」等を推進した。

令和6年10月14日から18日に、アジア太平洋各国が防災の取組について定期的に情報共有・議

論を行う「アジア太平洋防災閣僚級会議」の第10回会議がフィリピン・マニラにおいて開催された。日本からは原内閣府審議官が出席し、仙台防災枠組の更なる推進に向けた、災害対応体制の強化や減災のためのインフラ整備等の防災投資といった重点的取組について述べた。また、パートナーイベント及びブース展示において、地震対策を始めとした日本の防災技術に関する紹介を行った。



「第10回アジア太平洋防災閣僚級会議」の様子

(2) 国際復興支援プラットフォーム（IRP）

国際復興支援プラットフォーム（IRP：International Recovery Platform）は、平成17年に兵庫県神戸市で開催された第2回国連防災世界会議で採択された「兵庫行動枠組2005-2015」を受けて、円滑な復興を支援するためのネットワークと同枠組の充実を図ること、復興に関する教訓の発信や復興に向けた共通手法・仕組みを開発すること、復興計画・構想策定に助言や支援を行うことなどを目的として、同年5月に兵庫県神戸市に設立された。仙台防災枠組において、IRPは「より良い復興（Build Back Better）」を推進するための国際的なメカニズムの一つとして、その強化がうたわれている。日本政府（内閣府）は運営委員会共同議長としてその発展の基盤づくりに貢献するとともに、IRPの活動を支援している。

阪神・淡路大震災から30年の節目となる令和7年1月28日には、兵庫県神戸市において「国際復興フォーラム2025」が開催され、56ヶ国から424名（オンライン参加を含む。）が参加した。フォーラムでは「変化する世界においてレジリエント（強靱）な復興を実現するー阪神・淡路大震災から30年を振り返ってー」のテーマのもと、日本国内でこれまでの大地震において復興に当たった行政関係者や災害中間支援組織、また、大地震を経験したインドネシア・フィリピン・ネパールの防災機関が、それぞれの復興における経験や課題、「より良い復興」のために必要な平時からの取組等について情報共有と議論を行った。



「国際復興フォーラム2025」の様子

(3) アジア防災センター（ADRC）との共同活動を通じた防災協力

アジア防災センター（ADRC：Asian Disaster Reduction Center）は、災害教訓をアジア地域と共有するため、平成10年に兵庫県神戸市に設立されたものであり、令和7年3月現在、アジアの33か国が加盟している。ADRCは、防災情報の共有、加盟国の人材育成、地域コミュニティの防災力向上の3つを柱として、仙台防災枠組のアジアでの推進を主導している。人材育成の一環としては、加盟国から客員研究員を招聘しており（令和7年3月現在で累計138名）、防災政策の研究等を通じて加盟国の防災政策の企画立案に貢献する人材を育成している。また、各国の防災体制や最新災害情報等の収集及びホームページ上での提供、災害発生時の衛星データを利用した災害情報の活用推進といった活動も行っている。

内閣府はADRCとの共催により、「アジア防災会議（ACDR：Asian Conference on Disaster Reduction）」を開催し、加盟国や国際機関等からの参加を得て、アジアにおける防災・減災の課題に関する情報共有、意見交換、連携促進等を行っている。第20回目の同会議は「気候危機を乗り越えて持続可能な社会を築くための、先を見据えた対策と積極的な取り組み」をテーマに、令和6年11月12日及び13日にベトナム・ハノイにて開催された。加盟国（当時の33か国中15か国）を始め、国際機関、地域機関、民間セクター、学術・研究機関の代表など現地参加80名、オンライン参加62名の合計142名が参加した。同会議では、貫名内閣府大臣官房審議官（防災担当）が開会挨拶を行い、仙台防災枠組の実施進捗と課題を確認するとともに、水害リスク情報の強化に向けた取組や災害リスク削減や気候変動適応に向けた洪水対策の強化の取組等について、情報共有や意見交換がなされた。



アジア防災会議の様子

4-2 二国間等防災協力

内閣府は国際機関を通じた取組に加え、海外からの防災を担当する閣僚級の訪問等の機会を通じて、防災政策の経験を共有するなど、世界各国の政府における防災担当部局との連携を深めている。

(1) 日ASEAN防災閣僚級会合の開催を通じたASEANとの連携

「日ASEAN防災閣僚級会合」は日本とASEAN間の防災協力を一層強化するため、日本政府（内閣府）とASEAN加盟10か国の防災担当部局により、令和3年10月に発足した。

令和6年10月24日に「第4回日ASEAN防災閣僚級会合」がブルネイ・ダルサラームにて開催され、貫名内閣府大臣官房審議官（防災担当）が共同議長として出席し、令和4年に策定された「日ASEAN防災行動計画」の進捗状況を確認するとともに、日本の災害対応の経験を共有した。ASEAN日本政府代表部の紀谷大使も出席し、日ASEANの更なる協力関係強化の意思を表明した。また、令和6年はインド洋大津波の発生から20年の節目に当たることから、犠牲者を追悼し、ASEAN地域の20年の歩みを振り返る記念式典が執り行われた。



日ASEAN防災閣僚級会合・記念式典の様子

(2) G20防災作業部会を通じたG20各国との連携

令和5年にG20議長国インドにより、G20防災作業部会の設置が提起され、防災を取り巻く課題について国際社会が取り組むべき方針をまとめた議長声明の発表のほか、G20防災作業部会でのアジェンダや今後作成すべき成果物等の確認がなされた。「G20防災閣僚級会合」は、G20防災閣僚宣言の合意形成とその発表を行うため、令和6年にG20議長国のブラジルにより初めて提起され、G20各国の閣僚級代表の出席のもと令和6年11月に開催され、G20防災閣僚宣言が発表された。また、G20リオデジャネイロ首脳宣言においても、防災の重要性や国際社会による取組の推進の必要性が確認された。

(3) 内閣府と米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）との連携

米国連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）とは、平成26年12月に締結された協力覚書に基づき、国際会議やウェブ会議等を通じて情報共有や意見交換を実施している。

(4) 日韓防災会議の開催を通じた日韓の連携

平成10年10月の日韓首脳会談の際に取り交わされた「21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップのための行動計画」に基づき、平成11年から毎年持ち回りで日韓防災会議を開催している。令和6年は12月9日に香川県高松市で開催された。会議には鳩山内閣府副大臣が出席し、日本からは能登半島地震における政府の対応、香川県における防災施策等を説明し、韓国からは避難所運営の改善や韓国の防災組織の変遷について紹介があった。また、同日に香川県庁の災害対策本部室や同県の防災センター等の視察を行った。



日韓防災会議の様子

(5) 防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD）の活動

「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD：Japan International Public-Private Association for Disaster Risk Reduction）」は、我が国が強みを有する防災技術やノウハウを、官民が一体となり積極的に海外展開していくことを目的に令和元年に設立されたものであり、令和7年3月時点で210企業・団体が会員となっている。

JIPADでは、我が国の防災政策・技術・ノウハウを一体的に紹介するとともに、官民ネットワークを構築し、防災協力関係を強化する官民防災セミナー等を開催している。

令和6年10月には「第10回アジア太平洋防災閣僚級会議」のパートナーイベントとして、フィリピン・マニラにて、UNDRRや独立行政法人国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）と連携し官民防災セミナーを開催した。同セミナーでは、地震計規格や耐震化といった大地震への備えをテーマとし、日本企業2社を含む民間企業が自社の防災技術や防災の取組を紹介した。パネルディスカッションでは、内閣府、国内外の民間企業や非営利団体等により、災害対策における官民それぞれの役割や取組実績、多様な主体の連携の重要性等が議論された。また、同会議の会場には、展示ブースエリアが設けられており、内閣府はJIPAD会員企業の協力のもとJICAとの共同ブースを出展し、日本の防災技術や知見を紹介する展示を行った。



官民防災セミナー・展示ブースの様子

その他にも、海外から防災行政幹部や担当官が訪日する機会を捉え、令和6年6月にはJICA研修で来日したインドネシア防災関連機関を対象に、官民防災セミナーを開催した。内閣府から日本の災害対策の知見を紹介するとともに、JIPAD会員企業がプレゼンテーションを行い、その後参加者との意見交換を実施した。

5-1 国土強靱化基本計画に基づく取組の推進

政府は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、人命の最大限の保護、国家・社会の重要機能の維持等の基本方針等を踏まえ、国土強靱化基本計画（以下本節において「基本計画」という。）を、基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めている。

令和5年7月に閣議決定された基本計画では、前回の改定後に発生した令和元年東日本台風などの自然災害から得られた教訓や、気候変動の影響とその抑制策としてのグリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現、国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給、パンデミック下における自然災害の発生といった社会情勢の変化を考慮し、国土強靱化政策の展開方向として、（1）国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理、（2）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化、（3）デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化、（4）災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化、（5）地域における防災力の一層の強化、の5つの柱が位置付けられている（図表5-1-1）。

政府は、本基本計画に基づき、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、必要かつ十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を推進することとしている。

また、政府は本基本計画を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（以下本節において「5か年加速化対策」という。）等に基づく取組を着実に推進してきているが、5か年加速化対策後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なくこれまで以上に必要な事業が着実に進められるよう、令和6年能登半島地震の経験も踏まえつつ、5か年加速化対策の評価作業を進めるなど、「国土強靱化実施中期計画」の策定に係る検討を最大限加速し、早急に策定するよう取り組んでいる。

図表 5 - 1 - 1 新たな国土強靱化基本計画の概要

新たな国土強靱化基本計画の概要

令和5年7月28日
閣議決定

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE



出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
 (参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html)



5-2 国土強靱化年次計画の策定

政府は、「国土強靱化年次計画2024」(以下本節において「年次計画2024」という。)を令和6年7月26日に決定(国土強靱化推進本部決定)した。

年次計画2024では、当該年度に実施すべき主要施策や推進方針を明示するとともに、施策の進捗状況の把握・管理やそれらを踏まえた施策の改善などのPDCAサイクルの充実のため、定量的な指標による施策の進捗状況の把握・管理を行っている。さらに、5か年加速化対策については施策別に評価シートを作成して重点的に進捗管理を行っており、その進捗状況については、年次計画2024の決定時点までに、全体の事業規模である15兆円程度の8割以上に当たる約12.5兆円が確保されるとともに、目標達成の見通しについても、全対策の9割以上が「達成の見込み」あるいは「課題対応次第で達成可能」とされているなど、着実な進捗が確認された。また、評価シートでは、全ての5か年加速化対策について効果発揮事例等を取りまとめており、自然災害による被害を防止・軽減する効果が確実に発揮されていることも確認された。

関係府省庁は、年次計画2024に定める施策の推進方針にのっとり、各施策の目標が着実に達成されるよう、5か年加速化対策を始めとする国土強靱化の取組を実施した。(図表5-2-1)。

図表5-2-1 国土強靱化年次計画2024の概要（令和6年7月）

国土強靱化年次計画2024（概要）

はじめに

第1章 2024年度（令和6年度）の国土強靱化の取組について

- 1 国土強靱化年次計画2024の策定及びこれに基づく施策の推進
 - (1) 年次計画策定の趣旨
 - (2) 施策グループ推進のための施策の充実・強化
 - 1) 国土強靱化政策の展開方向
 - ①防災インフラの整備、②ライフラインの強靱化、③デジタル等新技術の活用、④官民連携強化、⑤地域防災力の強化
 - 2) 5か年加速化対策の推進
 - ・令和6年度（4年目）までに累計約12.5兆円を確保
 - 3) 地域の強靱化の推進
 - ①地域計画の充実と実効性向上
 - ・全都道府県及び全国の99％に当たる1,732市町村で地域計画を策定
 - ②地域の強靱化の促進
 - 4) 官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化
 - ・新たに創設された国土強靱化に関する内閣総理大臣賞の活用
 - 5) 世界の強靱化の主導等国際貢献の推進
 - (3) 指標の充実によるPDCAサイクルの強化
 - ・「評価の在り方」を踏まえ補足指標を設定、KPIと一体で評価
 - ・引き続き、新たなKPIの設定に向けた検討が必要
 - (4) 国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進
 - 1) 「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」の推進
 - 2) リスクコミュニケーション
- 2 基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し
- 3 大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化

（令和6年能登半島地震について）

 - ・令和6年1月1日、石川県能登地方を震源とするM7.6の地震が発生
 - ・石川県能登地方に対しては**大津波警報**を発表
 - ・家屋倒壊、土砂災害等により死者245名、重傷者1,302名
 - ・全壊8,536棟、半壊19,015棟（令和6年4月16日現在）
 - ・最大44,160戸で停電が発生、携帯電話等の通信障害も発生
 - ・輪島市では焼損棟数約240棟、焼失面積約49,000㎡の大規模火災が発生
 - ・多数の道路交通機能が途絶、22の港湾が被災
 - ・強い地震動により液状化や大規模な隆起が発生
 - 関係府省庁において検証中
- 4 国土強靱化実施中期計画策定に向けた検討
 - ・実施中期計画については、5か年加速化対策の評価を実施した上で、計画策定に向けた検討を実施する必要
 - ・5か年加速化対策については、施策別評価シートを作成する等、評価を充実（第3章）
 - ・本評価結果も活用し、更なる指標の充実や施策グループの見直しを図り、実施中期計画の策定に向けた検討を推進

第2章 各施策グループの推進方針等

1 概要	
2 35の各施策グループの推進方針及び施策グループ推進のための主要施策	
事前に備えるべき目標	令和6年度に取り組むべき主要施策（主な例）
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ (1-1～1-7)	【国交】立地適正化計画の強化、災害ハザードエリアからの移転 【国交・農水・財務】流域治水対策 【国交】住宅・建築物の耐震化、密集市街地等の改善に向けた対策 【内閣府】火山災害対策の推進 【国交】ICT・データ・新技術等を活用した災害対策の構築 等
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ (2-1～2-7)	【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備・給水設備の強化、医療コンテナ活用 【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ・コジェネレーション等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策 【総務】消防団を中核とした地域防災力の充実強化 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備 【警察】災害用装備資機材の充実強化 等
3 必要不可欠な行政機能を確保する (3-1～3-3)	【総務】災害対策本部設置庁舎における非常用電源の確保 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化 【警察】警察施設の耐震性の強化 【国交】緊急支援物資輸送のデジタル化推進事業 等
4 経済活動を機能不全に陥らせない (4-1～4-7)	【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充の支援 【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策 【金融】金融機関におけるBCPの策定・実効性の検証 【農水】食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築 【デジタル】預貯金口座付番制度 等
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる (5-1～5-5)	【総務】デジタルインフラの強靱化、衛星通信システムに関する制度整備 【国交】道路ネットワークの機能強化対策、道路橋梁の耐震補強 【国交】上下水道施設の耐災害性強化 下水道施設の戦略的維持管理・更新 【経産】送電網の整備・強化、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立 【経産】需要家側燃料タンクや自家発電設備の設置 等
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する (6-1～6-6)	【総務】技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化 【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保 【法務・国交】所有者不明土地対策、地籍図の整備 【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化、山村コミュニティによる森林整備・保全活動 【文科】国指定等文化財の耐震対策・防災施設の整備 等

国土強靱化年次計画2024（概要）

第3章 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗管理

1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗状況（事業費ベース）

【令和6年5月時点の集計】

区 分	事業規模の目途 ＜閣議決定時＞	<1年目>		<2年目>		<3年目>		<4年目>		累 計
		事業規模	うち国費	事業規模	うち国費	事業規模	うち国費	事業規模	うち国費	
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（加速化・深化分）	おおむね15兆円程度 （うち国費は7兆円台半ば）	約4.16兆円	約1.97兆円	約3.02兆円	約1.52兆円	約2.70兆円	約1.53兆円	約3.06兆円	約1.52兆円 注3	事業規模 約12.5兆円 （うち国費 約6.2兆円）
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね12.3兆円程度	約3.46兆円	約1.54兆円	約2.45兆円	約1.15兆円	約2.12兆円	約1.14兆円	約2.51兆円	約1.17兆円	事業規模 約10.2兆円 （うち国費 約4.8兆円）
2 予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね2.7兆円程度	約0.68兆円	約0.40兆円	約0.50兆円	約0.30兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	約0.49兆円	約0.29兆円	事業規模 約2.1兆円 （うち国費 約1.2兆円）
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.07兆円	約0.07兆円	約0.10兆円	約0.10兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	事業規模 約0.2兆円 （うち国費 約0.2兆円）

（注1）事業規模には財政投融資によるものも含まれる。（注2）四捨五入の関係で合計が合わないところがある。（注3）5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠（3,000億円）を含む（累計には含まない）。※ 府省庁別の支出済額等（令和4年度決算完了時点）は別途集計作業を行っており、令和6年7月を目途に公表予定

2 123対策の進捗状況

- (1) KPIに基づく目標達成の見通し
 - ・123対策（161施策）のうち、97施策が「目標達成の見込み」、56施策が「課題対応次第で達成可能」
 - ・8施策は5か年加速化対策の期間中に「達成困難」の見通し

(2) 取組事例と効果発現の状況

- ・度重なる線状降水帯の発生等による集中豪雨や台風による豪雨、令和6年能登半島地震に見られるような大規模な地震が発生する中、ハード・ソフト両面から施策の推進を図り、**防災・減災効果を発現**
- ・更なる効果発現に向けては、**ハード対策相互あるいはハード・ソフトの施策間の連携強化等が課題**
 - 1) 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
 - ①人命・財産の被害を防止・最小化するための対策
 - ②交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策
 - 2) 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
 - 3) 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

3 今後の課題

気候変動を背景に激甚化・頻発化する豪雨災害への備えの強化／切迫性が高まる首都直下地震や南海トラフ巨大地震対策の推進／加速度的に進行するインフラ老朽化への対応／人口減少、少子高齢化が進む地方における効率的かつ効果的な対策の推進／人材確保への対応と革新的技術の活用 等

4 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策施策別評価シート

2

出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ

（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/keikakugaiyou_r060726.pdf）



5-3 国土強靱化関係予算及び国土強靱化に資する税制改正

令和6年度補正予算においては、5年間でおおむね15兆円程度の事業規模を目途とする5か年加速化対策（加速化・深化）関連に係る経費に、令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ緊急に対処すべき経費としての緊急防災枠（国費0.25兆円）を合わせ、国費1.7兆円（国土強靱化緊急対応枠0.3兆円を含む）を計上した。これらに、その他の国土強靱化関係予算を合わせると、合計2.2兆円を計上した。

また、令和7年度当初予算においては、国費約5.3兆円の国土強靱化関係予算を計上した。

さらに、民間事業者等が行う国土強靱化の取組を税制面においても促進できるよう、関係省庁と連携し国土強靱化に資する税制の更なる充実を図ってきており、令和7年度の税制改正事項については、新設1件を含む11項目を取りまとめ、公表した。

5-4 国土強靱化地域計画の内容充実

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。地域の強靱化の推進に当たっての基本的な計画となる「国土強靱化地域計画」（以下本節において「地域計画」という。）は、47都道府県及びほぼ全ての市町村で策定されているが、今後、強靱化の取組の更なる充実を図るためには、過去に経験した災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、地域住民や民間事業者等の地域の様々な主体と計画の検討段階から連携・協働すること等により、実効性の高い地域計画へと内容の充実を図っていくことが重要である。加えて、基本計画において、国土強靱化政策の展開方向の一つに「地域における防災力の一層の強化」が位置付けられたところであり、地域計画こそが地域の強靱化を推進するための羅針盤であるという観点からも、その内容充実が求められている。これらを踏まえ、政府においては地域計画の内容を充実させる際の実務的な手順書である「国土強靱化地域計画内容充実ガイドライン」（令和7年2月）や、「国土強靱化に資する各都道府県／市町村独自の施策・事業事例集」（令和6年6月）を作成し、全国の地方公共団体に提供したほか、国の職員による説明会等の開催や、関係府省庁が所管する交付金・補助金の地域計画に事業箇所や実施時期等が具体的に明記された事業への重点化などにより、地域における強靱化の取組を支援した。

5-5 国土強靱化に関する民間の取組促進及び広報・普及啓発活動の推進

（1）国土強靱化に関する民間の取組促進

政府は、国土強靱化に資する民間企業等の取組を促進するため、平成28年度から事業継続に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証する仕組みを運用している。大規模自然災害等に際しては、個々の企業等の「自助」のみならず、社会全体での共助を最大限機能させることが重要であることから、「国土強靱化貢献団体」のうち、社会貢献に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体（＋共助）」として認証する仕組みを平成30年度に追加しており、令和7年3月末までに、計325団体（うち「＋共助」は215団体）が認証されている。（認証組織：（一社）レジリエンスジャパン推進協議会）

そして、国土強靱化に資するまちづくり、技術・製品・システム開発、教育活動や普及啓発活動等の取組に関し、顕著な功績のあった団体等に対して、その功績をたたえることにより、オールジャパンによる国土強靱化の取組を加速させ、強くしなやかな国民生活を実現することを目的として、「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）」として表彰している。第10回（表彰式：令和6年4月）において、内閣総理大臣賞、国土強靱化担当大臣賞を創設（主催：（一社）レジリエンスジャパン推進協議会）。

また、民間企業等の国土強靱化に関する先導的な取組については、毎年「国土強靱化に資する民間の取組事例集」を取りまとめ、ホームページやSNSで紹介するなど、先導的取組の浸透を図っている（図表5-5-1）。

さらに、国土強靱化に関する個人や地域での活動を広げていくため、一般の方を対象に「国土強靱化ワークショップ」を開催しており、令和6年度は計5回開催した。また、令和7年1月に国土強靱化の普及啓発を図るシンポジウムを和歌山県和歌山市において開催した。

図表 5-5-1 国土強靱化に関する民間の取組促進



出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
(参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/torikumi_minkan.html)



(2) 国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進

国土強靱化の推進に当たっては、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者の取組が不可欠であり、民間企業・団体や地域コミュニティ、また家庭や個人等のあらゆるレベルにおいて、事前防災の必要性やその効果等も含め、更に理解・関心を高めていく必要がある。

令和5年7月に新たに策定された基本計画では、①国土強靱化の理念や具体的な効果等の分かりやすい発信、②受け手の視点に立った情報発信・適切な媒体の活用、③関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携、を基本方針として、関係府省庁が連携し、積極的に国土強靱化の広報・普及啓発活動に取り組むこととしている。

その一環として、新たに制作した国土強靱化ポスターを、官公庁舎や地下鉄等、各所で掲出・配布するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による取組事例集」の作成、令和6年能登半島地震等の災害時における効果発揮事例等の情報発信を行った（図表5-5-2、図表5-5-3）。発信に当たっては、幅広い層へ分かりやすく伝えるため、ホームページ、SNS、バナー広告やテレビ番組等の様々な媒体を活用した。

図表 5-5-2 国土強靱化ポスター



出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
(参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kouhou.html)



図表 5-5-3 防災・減災、国土強靱化の効果発揮事例

船舶による迅速な支援活動の展開(耐震強化岸壁の機能発揮)

国土強靱化

災害時の効果発揮事例

概要:七尾港(石川県七尾市)において、耐震強化岸壁の整備を実施。令和6年能登半島地震において、七尾市は震度6強を観測したが、軽微な損傷にとどまったことから、発災直後から支援物資輸送等の海上ルートを活用した被災地の支援活動に貢献した。

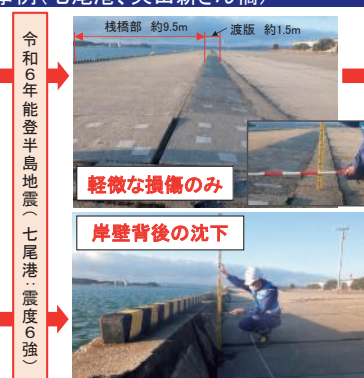
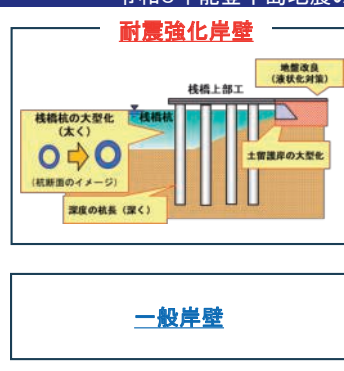
府省庁名:国土交通省

- 実施主体:石川県
- 実施場所:石川県七尾市
- 事業概要:七尾港で耐震強化岸壁の整備を実施
- 事業費:約27億円

- 災害名:令和6年能登半島地震
※七尾港(七尾市)では震度6強を観測
- 被害:石川県能登地方では多くの港湾施設が被災
- 効果:七尾港で整備された耐震強化岸壁では、令和6年能登半島地震の際、軽微な損傷にとどまったことから、条件付きでの利用が可能と判断され、発災直後から支援物資輸送等の海上ルートを活用した被災地の支援活動に貢献した。

主な事業	実施内容	事業費	実施期間
七尾港矢田新地区耐震強化岸壁整備事業	岸壁(水深7.5m)泊地(水深7.5m)	約27億円	H7~H27

令和6年能登半島地震の事例(七尾港、矢田新さん橋)



早期の利用再開に寄与

○耐震強化岸壁では地震発生直後より条件付きでの利用可能と判断され、支援物資輸送等の船舶による支援活動に貢献した。



水道管路緊急改善事業による断水回避

3か年緊急対策

5か年加速化対策

国土強靱化

災害時の効果発揮事例

概要:新潟市において事故や災害発生時に水道事業への被害を最小限に抑えるよう基幹管路の耐震化を実施。令和6年能登半島地震において、新潟市では震度5強を観測したが、当該管路においては被害は生じず、大規模かつ長期的な断水を回避できた。

対策名:116 全国の上水道管路に関する緊急対策<3か年緊急対策>【厚生労働省】
70-2上水道管路の耐震化対策<5か年加速化対策>【国土交通省】

- 実施主体:新潟県新潟市
- 実施場所:新潟県新潟市
- 事業概要:事故や災害発生時においても施設被害を最小限に抑えるよう、水道施設の耐震化を実施。
- 事業費:32.5億円
(うち3か年緊急対策分5.1億円)
(うち5か年加速化対策(加速化・深化分)3.0億円)

主な事業	実施内容	事業費	実施期間
水道管路緊急改善事業	基幹管路の耐震化	約32.5億円	R1~R5
うち3か年緊急対策	管径:500~700mm 布設延長:約5.7km	約5.1億円	R1~R3
うち5か年加速化対策	管径:400~900mm 布設延長:約3.3km	約3.0億円	R4~R5

- 災害の外力:新潟市内の最大震度5強
- 被害と効果:新潟市西区・江南区を中心に液状化が発生し、多くの上水道管路が損傷したが、当該事業により更新した基幹管路は地震による被害が無く、大規模かつ長期的な断水を回避できた。



ダクタイル鋳鉄管(耐震継手(NS型)、管径700mm)布設工事

出典:内閣官房国土強靱化推進室ホームページ

(参照: https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kouhou/koukahakkijirei.html)

